

## 白井市障害者計画 2016-2025 中間見直し素案（第4章）

『白井市障害者計画 2016-2025（中間見直し版）及び白井市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に係る方針』（以下、「策定方針」といいます。）に則り、第4章「具体的な取組みの内容（基本計画）」の中間見直し素案を作成しましたので、下記のとおり提案いたします。

※策定方針（抜粋）は [資料 3-1](#) の1ページ目をご参照ください。

### ＜中間見直し（素案）における施策・事業の異動一覧＞

◎項目数 現行計画 87 項目 → 中間見直し（素案）85 項目（内訳：新規 1、廃止 2、他項目に統合 1、修正 37、継続 47）

基本目標1 地域での自立生活への支援の推進

施策の方向（1）相談体制・情報提供の充実

施策	通番	事業等 《主な取組み》	重点 取組
1-(1)-①相談体制の充実	1	保健福祉相談の充実	該当
	2	一般相談の充実	該当
	3	「基幹相談支援センター」の設置	該当
	4	訪問相談体制の充実	該当
	5	サービス利用相談・支援体制の充実	該当
	6	「こころの相談」の実施	該当
	7	発達障がい相談体制の整備等	該当
1-(1)-②障がい者ケアマネジメント体制の構築・確立	8	障がい者ケアマネジメント体制の確立	該当
	9	ケアマネジメント担当者の育成	該当
1-(1)-③情報提供の充実	10	パソコン講座の実施	
	11	情報バリアフリーの促進	
	12	ホームページのアクセシビリティ(利用しやすさ)の向上	
	13	視覚障がい者に配慮した情報提供の充実	
	14	図書館でのサービスについての情報の提供	
	15	高次脳機能障がい者への支援	該当
	16	サービス情報の周知	該当

中間見直し(素案)			
施策	通番	事業等 《主な取組み》	重点 取組
1-(1)-①相談体制の充実	1	福祉相談の充実	該当
	2	一般相談の実施、身体障害者相談員・知的障害者相談員の設置	該当
	3	「基幹相談支援センター」の設置	該当
	-	※1-(4)-③ 医療につなげる支援の充実 通番36へ	
	4	計画相談支援体制の充実	該当
	5	「こころの健康相談」の実施	該当
	6	発達障がい相談体制の整備等	該当
-	-		
1-(1)-②情報提供の充実	7	相談支援専門員の育成	該当
	8	パソコン講座の実施	
	9	情報バリアフリーの促進	
	10	ホームページのアクセシビリティ(利用しやすさ)の向上	
	11	視覚障がい者に配慮した情報提供の充実	
	12	図書館でのサービスについての情報の提供	
	13	高次脳機能障がい者への支援	該当
	14	給付・助成・サービス等に係る情報の適時かつ適切な方法での発信	該当
	15	家族への支援	

異動 内容	担当課等	資料 ページ
修正	社会福祉課	6
修正	障害福祉課	6
修正	障害福祉課	7
統合	健康課	7
修正	障害福祉課	8
修正	障害福祉課	8
継続	障害福祉課	8
廃止	障害福祉課	9
修正	障害福祉課	9
修正	障害福祉課	10
修正	障害福祉課	10
修正	秘書課	11
継続	秘書課	11
修正	文化センター(図書館班)	12
継続	障害福祉課	12
修正	障害福祉課	13
修正	障害福祉課	13

施策の方向（2）権利擁護体制の充実

施策	通番	事業等 《主な取組み》	重点 取組
1-(2)-① 権利擁護施策の推進	17	人権擁護のための活動の強化	該当
	18	「成年後見制度」の普及	該当
	20	「日常生活自立支援事業」の推進	該当
1-(2)-② 当事者参画の促進	21	まちづくりへの参画の促進	
1-(2)-③ 選挙における配慮の実施	22	投票しやすい環境の整備	
1-(2)-④ 障がい者虐待防止対策の推進	23	障がいのある人の虐待防止等対策	

中間見直し(素案)			
施策	通番	事業等 《主な取組み》	重点 取組
1-(2)-①権利擁護施策の推進	16	人権擁護のための活動の強化	該当
	17	「成年後見制度」の普及	該当
	18	日常生活自立支援事業及び成年後見事業の推進	該当
	19	福祉サービスの利用に係る苦情等への対応	
1-(2)-② 当事者参画の促進	20	まちづくりへの参画の促進	
1-(2)-③ 選挙における配慮の実施	21	投票しやすい環境の整備	
1-(2)-④障がい者虐待防止対策・障がい者差別の解消の推進	22	障がいのある人の虐待防止等対策	
	23	障がい者に対する差別解消の推進	

異動 内容	担当課等	資料 ページ
修正	市民活動支援課	16
継続	障害福祉課	16
修正	社会福祉協議会	17
修正	社会福祉課 障害福祉課	17
継続	秘書課 障害福祉課	18
継続	選挙管理委員会	18
継続	社会福祉課 障害福祉課 子育て支援課	19
新規	障害福祉課	19

施策の方向 (3)福祉サービスの充実と支援施設の整備

現行計画			
施策	通番	事業等 《主な取り組み》	重点 取組
1-(3)-① 指定障害福祉サービスの充実	24	指定障害福祉サービスの推進	
	25	補装具費の支給	
	26	<b>身体障害者福祉センターの充実</b>	
	27	<b>地域生活支援拠点の整備</b>	該当
1-(3)-② 地域生活支援事業の充実	28	地域生活支援事業の推進	該当
	29	小児慢性特定疾患児の日常生活用具の給付	

施策の方向 (4)保健・医療サービスの充実

現行計画			
施策	通番	事業等 《主な取り組み》	重点 取組
1-(4)-① 早期発見・療育の体制の充実	30	母子保健事業の推進	
	31	<b>療育システムの充実</b>	
	32	療育相談・指導の実施	
1-(4)-② 保健サービスの充実	33	各種健(検)診事業の実施	
	34	歯科口腔保健の推進	
1-(4)-③ 医療につながる支援の充実	35	生活習慣病予防の推進	
	36	健康相談の実施	
	37	医療機関情報等の提供	

中間見直し(素案)				異動 内容	担当課等	資料 ページ
施策	通番	事業等 《主な取り組み》	重点 取組			
1-(3)-① 指定障害福祉サービスの充実	24	指定障害福祉サービスの推進		継続	障害福祉課	22
	25	補装具費の支給		継続	障害福祉課	23
	26	<b>障害者地域活動支援センターの充実</b>		修正	障害福祉課	23
	27	<b>地域生活支援拠点等の活用</b>	該当	修正	障害福祉課	24
1-(3)-② 地域生活支援事業の充実	28	地域生活支援事業の推進	該当	継続	障害福祉課	24
	29	小児慢性特定疾患児の日常生活用具の給付		継続	障害福祉課	25

中間見直し(素案)				異動 内容	担当課等	資料 ページ
施策	通番	事業等 《主な取り組み》	重点 取組			
1-(4)-① 早期発見・療育の体制の充実	30	母子保健事業の推進		継続	健康課	18
	31	<b>ライフサポートファイルの活用</b>		修正	障害福祉課	29
	32	療育相談・指導の実施		継続	子育て支援課	29
1-(4)-② 保健サービスの充実	33	各種健(検)診事業の実施		継続	健康課 保険年金課	30
	34	歯科口腔保健の推進		継続	健康課	30
1-(4)-③ 医療につながる支援の充実	35	生活習慣病予防の推進		継続	健康課	30
	36	健康相談の実施		修正	健康課	31
	37	医療機関情報等の提供		継続	健康課	31

基本目標2 社会参加の支援・促進

施策の方向 (1)障がい児の保育・教育の充実

現行計画			
施策	通番	事業等 《主な取り組み》	重点 取組
2-(1)-① 早期発見・療育の体制の充実	38	<b>療育システムの充実</b> ※31の再掲	
	39	療育相談・指導の実施 ※32の再掲	
	40	保育園における受け入れの推進	
2-(1)-② 学校教育(特別支援教育)の推進	41	就学相談の充実	
	42	通級指導の充実	
	43	個別支援学級の充実	
2-(1)-③ インクルーシブ教育システムの推進	44	教職員の研修の充実	
	45	交流教育の充実	
2-(1)-④ 放課後対策の充実	46	障がい者理解の促進	
	47	学童保育への受け入れ体制の整備	
	48	放課後対策事業の実施	

中間見直し(素案)				異動 内容	担当課等	資料 ページ
施策	通番	事業等 《主な取り組み》	重点 取組			
2-(1)-① 早期発見・療育の体制の充実	38	<b>ライフサポートファイルの活用</b> ※31の再掲		修正	障害福祉課	34
	39	療育相談・指導の実施 ※32の再掲		継続	子育て支援課	34
	40	保育園における受け入れの推進		修正	保育課	35
2-(1)-② 学校教育(特別支援教育)の推進	41	就学相談の充実		継続	教育支援課	35
	42	通級指導の充実		継続	教育支援課 学校政策課	35
	43	個別支援学級の充実		継続	教育支援課 学校政策課	36
2-(1)-③ インクルーシブ教育システムの推進	44	教職員の研修の充実		継続	教育支援課	36
	45	交流教育の充実		継続	教育支援課	36
2-(1)-④ 放課後対策の充実	46	障がい者理解の促進		継続	教育支援課	37
	47	学童保育への受け入れ体制の整備		継続	保育課	37
	48	放課後対策事業の実施		修正	障害福祉課	37

施策の方向 (2)就労の支援・促進

現行計画			
施策	通番	事業等 《主な取り組み》	重点 取組
2-(2)-① 一般就労の促進	49	障がい者雇用への理解の促進	
	50	連携の推進・強化	
	51	就労・生活支援機能の整備	
	52	一般就労の支援	
2-(2)-② 福祉的就労の促進	53	公共機関における障がい者雇用の推進	
	54	<b>福祉施設の整備の推進</b>	
	55	「優先調達」の推進	

中間見直し(素案)				異動 内容	担当課等	資料 ページ
施策	通番	事業等 《主な取り組み》	重点 取組			
2-(2)-① 一般就労の促進	49	障がい者雇用への理解の促進		修正	障害福祉課	42
	50	連携の推進・強化		修正	障害福祉課 産業振興課	42
	51	就労・生活支援機能の整備		修正	障害福祉課	43
	52	一般就労の支援		修正	障害福祉課	43
2-(2)-② 福祉的就労の促進	53	公共機関における障がい者雇用の推進		継続	総務課	43
	54	<b>就労継続支援事業の利用促進</b>		修正	障害福祉課	44
	55	「優先調達」の推進		継続	障害福祉課	44

施策の方向 (3)各種活動の支援・促進

現行計画			
施策	通番	事業等 《主な取り組み》	重点 取組
2-(3)-① 外出、コミュニケーション支援施策の推進	56	外出支援対策の推進	
	57	多様な活動機会の提供	
2-(3)-② スポーツ・文化芸術活動等の促進	58	スポーツ・文化等活動の支援・促進	
	59	「ふれあい広場チャレンジバーソンスポーツ」の推進	
2-(3)-③ 当事者団体等の育成・支援	60	障がい者団体の育成・支援	
	61	団体間のネットワークづくりの支援	
	62	家族への支援	

中間見直し(素案)			
施策	通番	事業等 《主な取り組み》	重点 取組
2-(3)-① 外出、コミュニケーション支援施策の推進	56	外出支援対策の推進	
	57	<b>コミュニティバスの継続的な運行</b>	
	58	多様な活動機会の提供	
2-(3)-② スポーツ・文化芸術活動等の促進	59	スポーツ・文化等活動の支援・促進	
	60	「ふれあい広場チャレンジバーソンスポーツ」の推進	
2-(3)-③ 当事者団体等の育成・支援	61	障がい者団体の育成・支援	
	62	団体間のネットワークづくりの支援	
	-	<b>※1-(1)-②情報提供の充実 通番15へ</b>	

異動 内容	担当課等	資料 ページ
継続	障害福祉課 社会福祉協議会	48
修正	都市計画課	48
修正	障害福祉課 社会福祉協議会	49
修正	障害福祉課 生涯学習課	49
継続	障害福祉課	50
修正	障害福祉課	50
継続	障害福祉課	51
移動	障害福祉課	51

基本目標3 快適で人にやさしいまちづくりの推進

施策の方向 (1)福祉活動の促進

現行計画			
施策	通番	事業等 《主な取り組み》	重点 取組
3-(1)-① 啓発活動の充実	63	理解の啓発推進	
	64	障害者週間行事の開催	
	65	職員等の研修機会の充実	
	66	障がい者理解の促進 ※46の再掲	
3-(1)-② ボランティア、NPO活動の促進	67	ボランティアセンター活動の強化	
	68	ボランティアの育成	
	69	ボランティア情報の充実	
	70	地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の促進	

中間見直し(素案)			
施策	通番	事業等 《主な取り組み》	重点 取組
3-(1)-① 啓発活動の充実	63	理解の啓発推進	
	64	障害者週間行事の開催	
	65	職員等の研修機会の充実	
	66	障がい者理解の促進 ※46の再掲	
3-(1)-② ボランティア活動の促進	67	ボランティアセンター活動の強化	
	68	ボランティアの育成	
	69	ボランティア情報の充実	
	70	地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の促進	

異動 内容	担当課等	資料 ページ
継続	障害福祉課 社会福祉協議会	55
継続	障害福祉課	55
継続	総務課 障害福祉課 教育支援課	55
継続	教育支援課	56
継続	社会福祉協議会	56
継続	社会福祉協議会 障害福祉課	57
継続	社会福祉協議会	57
継続	社会福祉協議会	57

施策の方向 (2)バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

現行計画			
施策	通番	事業等 《主な取り組み》	重点 取組
3-(2)-① 外出環境の整備 (福祉のまちづくり)	71	<b>都市公園の整備</b>	
	72	公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	
	73	民間建築物における福祉的配慮の推進	
	74	交通安全施設等の整備	
	75	<b>循環バスの充実</b>	
	76	路上放置物等障害物の解消	
3-(2)-② 住宅バリアフリー の促進	77	バリアフリーの商環境づくり	
	78	住宅増改築相談の実施	
	79	住宅改造費助成制度の推進	

中間見直し(素案)			
施策	通番	事業等 《主な取り組み》	重点 取組
3-(2)-① 外出環境の整備 (福祉のまちづくり)	71	<b>都市公園の環境整備</b>	
	72	公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	
	73	民間建築物における福祉的配慮の推進	
	74	交通安全施設等の整備	
	-	<b>※2-(3)-①外出、コミュニケーション支援施策の推進 通番57へ</b>	
	75	路上放置物等障害物の解消	
3-(2)-② 住宅バリアフリー の促進	76	住宅増改築相談の実施	
	77	住宅改造費助成制度の推進	

異動 内容	担当課等	資料 ページ
修正	都市計画課	60
修正	公共施設マネジメント課 教育総務課	60
修正	建築宅地課	61
継続	道路課	61
移動	都市計画課	61
継続	道路課	62
廃止	産業振興課	62
継続	建築宅地課	63
継続	障害福祉課	63

施策の方向 (3)防災・防犯等対策の推進

現行計画			
施策	通番	事業等 《主な取り組み》	重点 取組
3-(3)-① 防災・防犯等対策 の推進	80	防災知識の普及	
	81	<b>緊急通報体制の整備</b>	
	82	地域防災コミュニティを主体とした地域障がい者支援策の確立	
	83	名簿・「個別支援計画」の作成	該当
	84	供給協定の締結	
	85	避難所における配慮の充実等	
3-(3)-② 消費生活相談の 実施	86	犯罪被害防止の普及	
	87	消費生活相談等の実施	

中間見直し(素案)			
施策	通番	事業等 《主な取り組み》	重点 取組
3-(3)-① 防災・防犯等対策 の推進	78	防災知識の普及	
	79	<b>緊急時の体制の整備</b>	
	80	地域防災コミュニティを主体とした地域障がい者支援策の確立	
	81	名簿・「個別支援計画」の作成	該当
	82	供給協定の締結	
	83	避難所における配慮の充実等	
3-(3)-② 消費生活相談の 実施	84	犯罪被害防止の普及	
	85	消費生活相談等の実施	

異動 内容	担当課等	資料 ページ
継続	危機管理課	66
修正	障害福祉課	67
継続	危機管理課	67
継続	危機管理課	68
継続	危機管理課	68
継続	危機管理課	68
修正	市民活動支援課	69
修正	産業振興課	69

<中間見直し（素案）>

『第4章 具体的な取り組みの内容（基本計画） 1 地域での自立生活への支援の推進』

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
29	<p>施策の方向1-(1) 相談体制・情報提供の充実</p> <p>【現状】 保健福祉相談室や社会福祉課で社会福祉士や保健師等の専門職員が、障がいのある人やその家族からのさまざまな相談に応じています。第4期障害福祉計画では、計画期間中に「基幹相談支援センター」を設置し、地域における相談のネットワーク体制などのいっそうの充実を図ることとしています。</p> <p>情報提供については、<u>広報紙やしろい保健福祉ガイドブック、メール配信サービス、ファクシミリサービス、声の広報など</u>を実施しています。</p>	<p>施策の方向1-(1) 相談体制・情報提供の充実</p> <p>【現状】 <u>障がいのある人からのさまざまな相談（一般相談）については、市障害者支援センター「座ぐり」及び「成田地域生活支援センター」（精神障がいのある人が対象）の相談支援専門員や市役所窓口で</u>応じています。</p> <p><u>障害福祉サービス等を利用する人への計画相談支援・障害児相談支援については、令和3年 月現在で市内では4つの事業所が業務を行っています。</u></p> <p>情報提供については、<u>広報しろい、市ホームページ、個別通知、窓口配布等により</u>実施しています。</p>	<p>○ 現在の相談体制に合わせて修正。計画・障害児相談支援についても追記。</p> <p>○ 基幹相談支援センターなど、「現状」ではなく今後について述べている事項は削除。</p> <p>○ 情報提供についても現状に合わせて整理。（ガイドブックは「窓口配布」に包含。メール配信は通常時の情報提供には利用していない。ファクシミリサービスは終了。）</p>
	<p>課題</p> <p>○ <u>障がいのある人のためのケアマネジメント（サービス利用計画の作成）</u>について、本市の福祉サービス利用者の中には障がいのある人自身や家族等が作成するセルフプランにならざるを得ない方が多いため、相談支援事業者による障がい者ケアマネジメントのできる人材の確保が急務となっています。</p>	<p>課題</p> <p>○ <u>障害福祉サービス等を利用する人のサービス利用計画の作成</u>について、本市においては、障がいのある人自身や家族等が作成する「セルフプラン」にならざるを得ない方の割合が県内市町村の中で比較的高いため、相談支援事業者及び相談支援専門員の確保が急務となっています。</p>	<p>○ セルフプラン率は年々低下してきているが、他市と比較するとまだ高い状態が続いている。</p>

<p>○ アンケート調査の結果では、<u>市にこれから特に力を入れてほしい施策として、いずれの調査対象でも「情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実」が多く挙げられており、特に精神障がい者と難病患者では最も多い回答となっています。今後、福祉サービスに関する情報提供や、難病、発達障がいや高次脳機能障がいを含め相談内容に応じた助言ができるようにすること、窓口に来られない人たちに関しても積極的にその要望を把握するための体制を整備し、相談機能をいっそう充実させていくことが必要です。</u></p>	<p>○ <u>平成31年度のアンケート調査結果では、悩みや困りごとが生じたときの相談先が「ない」「わからない」と答えた人にその理由を伺ったところ、「相談する場所がわからない(わからなかった)」を挙げた人が最も多くなりました。身近な相談相手がいない人が公的な相談窓口などにつながりやすくすることが重要になっています。また、難病、発達障がい、高次脳機能障がいなど、専門性が必要な相談にも対応できる体制を関係機関との連携も含めて整備していくことが必要です。</u></p>	<p>○ 31年度のアンケートでは、市が力を入れていくべき事項として「情報提供・相談」を挙げた人の割合は前回と比べ低下したため、今回は「相談する場所がわからない」と答えた人が比較的多かったことを取り上げ、公的な相談窓口へのつながりやすさの確保を主な課題とした。</p>
<p>○ <u>ICT技術による新しいメディアの活用を含め、サービスの利用に資するきめ細やかな情報提供の検討に力を入れることも必要があります。</u></p>	<p>○ <u>情報提供については、利用できる制度やサービス等についての情報をより確実に伝えるため、内容・対象者・緊急性等に応じて、新しい情報コミュニケーション技術の活用も含めて最適な方法を選択し、時機を逃さずに発信する必要があります。</u></p>	<p>○ 「きめ細やか」と一言で表されている内容を具体化。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
30	<p>《主な取組み》※  1-(1)-① 相談体制の充実  (通番1)  ●施策・事業名 <u>保健</u>福祉相談の充実  [重点取組該当]  ●内容 関係各課・関係機関と必要に応じて連携・調整を図りながら、保健福祉に関する総合相談を実施します。  ●所管課等 <u>保健福祉相談室</u>  ●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>《主な取組み》※  1-(1)-① 相談体制の充実  (通番1)  ●施策・事業名 福祉相談の充実  [重点取組該当]  ●内容 関係各課・関係機関と必要に応じて連携・調整を図りながら、<u>福祉</u>に関する総合相談を実施します。  ●所管課等 <u>社会福祉課</u>  ●実施区分 <u>修正</u></p>	<p>○ 組織の見直しによる修正。</p> <p>※補注 《主な取組み》の課等別の実施内容の詳細は資料3-4「策定調書」に記載しています。なお、通番は作業の便宜上付しているものであり、計画書に記載はありません。</p>
	<p>(通番2)  ●施策・事業名 一般相談の<u>充実</u>  [重点取組該当]  ●内容 <u>市内2か所の相談場所を中心に、在宅の人を含む障がいのある人と家族等からの一般相談に対応していく体制を充実させます。</u>  ●所管課等 <u>社会福祉課</u>  ●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>(通番2)  ●施策・事業名 一般相談の<u>実施、身体障害者相談員・知的障害者相談員の設置</u>  [重点取組該当]  ●内容 2か所の<u>委託相談事業所の設置及び身体障害者相談員・知的障害者相談員の委嘱等により、障がいのある人や家族等からの様々な種類の相談に対応していきます。</u>  ●所管課等 <u>障害福祉課</u>  ●実施区分 <u>修正</u></p>	<p>○ 現行文にある「相談場所」を「委託相談事業所」と具体化した。また、現行計画では、従前からの制度である身体障害者相談員・知的障害者相談員の記載がないため追記した。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
30	<p>(通番 3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 施策・事業名 「基幹相談支援センター」の設置 [重点取組<u>該当</u>]</li> <li>● 内容 <u>基幹相談支援センターについての検討を進め、第4期障害福祉計画期間中に設置し、困難事例や虐待防止の対応の充実などを図ります。</u></li> <li>● 所管課等 <u>社会福祉課</u></li> <li>● 実施区分 <u>新規</u></li> </ul>	<p>(通番 3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 施策・事業名 (変更なし) [重点取組<u>非該当</u>]</li> <li>● 内容 <u>地域の相談支援の中核として、総合・専門的な相談や、相談支援事業所への指導・助言等を行う基幹相談支援センターについて、市内における相談支援事業所の整備状況等を見ながら、設置に向けた調査・研究を進めます。</u></li> <li>● 所管課等 <u>障害福祉課</u></li> <li>● 実施区分 <u>修正</u></li> </ul>	<p>○ 基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核として、総合相談・専門相談、相談支援事業所への指導・助言、権利擁護、地域移行・定着等を行うこととされているが、当市ではまだ相談支援事業所の設置が十分でないこと、また、指定一般（地域移行・地域定着）相談支援事業所及び常時の相談支援体制を備えた地域生活支援拠点が既にあり、当面の代替機能は確保できていることから、後期期間中は、相談支援事業所の設置状況を見ながら、調査研究を進める期間とするため。</p>
	<p>(通番 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 施策・事業名 <u>訪問相談体制の充実</u> [重点取組<u>該当</u>]</li> <li>● 内容 <u>保健師等が障がいのある人、難病患者の自宅や通所している市内の事業所等を訪問し、健康管理に必要な相談・保健指導や家族の健康管理、生活および社会復帰に関する相談を行います。</u></li> <li>● 所管課等 <u>健康課 社会福祉課</u></li> <li>● 実施区分 <u>継続</u></li> </ul>	(削除)	<p>○ 主な内容が健康管理・保健指導であるため、通番 36「健康相談の実施」に移動し統合。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
	<p>(通番 <u>5</u>)</p> <p>●施策・事業名 <u>サービス利用相談・支援体制の充実</u> [重点取組該当]</p> <p>●内容 利用者が<u>自立支援サービスをはじめとした各種サービスを適切に利用できるよう、制度や事業所の紹介などを実施するとともに、相談支援事業所への委託について検討し、相談・支援体制のいっそうの充実を図ります。</u></p> <p>●所管課等 <u>社会福祉課 健康課 地域包括支援センター</u></p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>(通番 <u>4</u>)</p> <p>●施策・事業名 <u>計画相談支援体制の充実</u> [重点取組該当]</p> <p>●内容 利用者が<u>障害福祉サービスや地域移行・地域定着支援、障害児通所支援</u>を適切に利用できるよう、<u>計画相談(指定特定・指定障害児相談支援)事業者の指定を進め、支援体制の充実を図ります。</u></p> <p>●所管課等 <u>障害福祉課</u></p> <p>●実施区分 <u>修正</u></p>	<p>○ 現行計画の内容に、意図が不明瞭な点(「相談支援事業所への委託について検討・・・」等)があったため。</p>
	<p>(通番 <u>6</u>)</p> <p>●施策・事業名 「<u>こころの相談</u>」の実施 [重点取組該当]</p> <p>●内容 精神科医師や精神保健福祉士による<u>こころの相談</u>を実施します。</p> <p>●所管課等 <u>保健福祉相談室</u></p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>(通番 <u>5</u>)</p> <p>●施策・事業名 「<u>こころの健康相談</u>」の実施 [重点取組該当]</p> <p>●内容 精神科医師や精神保健福祉士による<u>こころの健康相談</u>を実施します。</p> <p>●所管課等 <u>障害福祉課</u></p> <p>●実施区分 <u>修正</u></p>	<p>○ 対象者が随時変わることから、継続して事業を行っていく必要があるため。</p> <p>○ 事業名は総合計画後期実施計画に合わせ修正。</p>
	<p>(通番 <u>7</u>)</p> <p>●施策・事業名 <u>発達障がい相談体制の整備等</u> [重点取組該当]</p> <p>●内容 発達障がいに関して相談を希望する方が地域で相談できる支援体制の拡充を図ります。また、県が設置している発達障害者支援センターCAS(キャス)と連携・活用して発達障がいの早期発見・早期支援に努め、必要に応じた情報提供を行っていきます。</p> <p>●所管課等 <u>社会福祉課</u></p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>(通番 <u>6</u>)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組該当]</p> <p>●内容 (変更なし)</p> <p>●所管課等 <u>障害福祉課</u></p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>○ 対象者が随時変わることから、継続して相談支援を行う必要があるため。</p>



頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
	<p>1-(1)-② <u>障がい者ケアマネジメント体制の構築・確立</u></p> <p>(通番8)</p> <p>●施策・事業名 <u>障がい者ケアマネジメント体制の確立</u></p> <p>[重点取組該当]</p> <p>●内容 <u>指定相談支援事業者に関する情報の提供に努め、障がい当事者等が相談・利用しやすいケアマネジメント体制の確立に努めます。</u></p> <p>●所管課等 <u>社会福祉課</u></p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>○ 施策・事業ともに、障害者総合支援法成立前の平成18年度策定の前身計画から掲載されており、現在では、相談支援事業者によるサービス利用計画の策定は体制が確立しているため。</p> <p>なお、計画相談支援事業所の充実は通番5(見直し後の通番4)「計画相談支援体制の充実」で規定している。また、利用者への情報提供は通番16(見直し後の通番14)「給付・助成・サービス等に係る情報の適時かつ適切な方法での発信」で規定している。</p>
	<p>(通番9)</p> <p>●施策・事業名 <u>ケアマネジメント担当者</u>の育成</p> <p>[重点取組該当]</p> <p>●内容 <u>障がいのある人のケアマネジメントを行う相談支援専門員の育成を図るため、専門員を雇用する相談支援事業所への支援等に努めます。</u></p> <p>●所管課等 <u>社会福祉課</u></p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>(通番7)</p> <p>●施策・事業名 <u>相談支援専門員</u>の育成</p> <p>[重点取組該当]</p> <p>●内容 <u>サービス利用計画を作成する相談支援専門員の育成を図るため、既存事業者や新規参入希望者に対し養成研修等の情報提供を行います。</u></p> <p>●所管課等 <u>障害福祉課</u></p> <p>●実施区分 <u>修正</u></p>	<p>○ 相談支援専門員の育成は、相談支援事業所の充実のために必要であるため、内容を修正したうえで事業として継続。</p> <p>ただし、障がい者ケアマネジメント体制の構築・確立は実現されているため、施策1-(1)-①「相談体制の充実」に統合。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
31	<p>1-(1)-③ 情報提供の充実 (通番 10)</p> <p>●施策・事業名 パソコン講座の実施 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 <u>身体障害者福祉</u>センターで3障がい(身体・知的・精神)の人を対象に実施しているパソコン講座を継続し、障がいのある人および家族の情報取得技術の向上を図ります。</p> <p>●所管課等 <u>身体障害者福祉センター(社会福祉課)</u></p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>1-(1)-② 情報提供の充実 (通番 8)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 <u>障害者地域活動支援</u>センターで3障がい(身体・知的・精神)の人を対象に実施しているパソコン講座を継続し、障がいのある人および家族の情報取得技術の向上を図ります。</p> <p>●所管課等 <u>障害福祉課</u></p> <p>●実施区分 <u>修正</u></p>	<p>○ センター名称の変更を反映。</p> <p>○ 情報格差の課題は解決していないため継続。</p>
	<p>(通番 11)</p> <p>●施策・事業名 情報バリアフリーの促進 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 <u>ICT</u>の急速な進展に対応するため、各種講習会、講座の開催などによる障がいのある人の技能の向上と、障がいのない人との情報格差(デジタルデバイド)の縮小を図ります。</p> <p>●所管課等 <u>社会福祉課</u></p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>(通番 9)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 <u>情報コミュニケーション技術</u>の急速な進展に対応するため、各種講習会、講座の開催などによる障がいのある人の技能の向上と、障がいのない人との情報格差(デジタルデバイド)の縮小を図ります。</p> <p>●所管課等 <u>障害福祉課</u></p> <p>●実施区分 <u>修正</u></p>	<p>○ 「ICT」を日本語表記に修正。</p> <p>○ 情報格差の課題は解決していないため継続。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
31	<p>(通番 <u>1 2</u>)</p> <p>●施策・事業名 ホームページのアクセシビリティ (利用しやすさ) の向上 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 視覚 (色覚) 障がい者が市ホームページを閲覧しやすいよう、ホームページ閲覧支援ツール (文字サイズ変更・音声読み上げ・背景色変更) の導入を継続します。</p> <p>●所管課等 <u>秘書広報課</u></p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>(通番 <u>1 0</u>)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 視覚 (色覚) 障がい者が閲覧しやすいホームページ作成に努めます。</p> <p>●所管課等 <u>秘書課</u></p> <p>●実施区分 <u>修正</u></p>	<p>○ 導入している支援ツールを利用してもらうだけでなく、作成する職員の意識向上などを通し、アクセシビリティの向上を図るため。</p>
	<p>(通番 <u>1 3</u>)</p> <p>●施策・事業名 視覚障がい者に配慮した情報提供の充実 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 行政文書について、印刷物だけでなく、CD など音声による媒体の作成に努め、視覚障がいのある人への情報提供を充実させます。</p> <p>●所管課等 <u>秘書広報課 市社会福祉協議会</u></p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>(通番 <u>1 1</u>)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 (変更なし)</p> <p>●所管課等 <u>秘書課</u></p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>○ 視覚不自由な方への CD 版「声の広報しろい」の配布を継続する必要があるため。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
31	<p>(通番 <u>1 4</u>)</p> <p>●施策・事業名 図書館でのサービスについての情報の提供 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 視覚障がい者、肢体不自由者などの図書館の利用が困難な市民へ、<u>書籍</u>の宅配、<u>朗読テープ作成</u>、代読など実施しているサービスについての必要な情報提供を行うとともに、その読書要求に応えます。</p> <p>●所管課等 図書館</p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>(通番 <u>1 2</u>)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 視覚障がい者、肢体不自由者などの図書館の利用が困難な市民へ、<u>本・雑誌等</u>の宅配・<u>郵送</u>、<u>録音図書製作</u>、代読など、実施しているサービスについての必要な情報提供を行うとともに、その読書要求に応えます。</p> <p>●所管課等 図書館</p> <p>●実施区分 <u>修正</u></p>	<p>○ 支援内容の変化を反映。</p> <p>○ 文字や印刷物を読むことが困難な方、様々な条件が障害となって思うように図書館を利用できない方に、必要な情報提供を行う必要があるため。</p>
	<p>(通番 <u>1 5</u>)</p> <p>●施策・事業名 高次脳機能障がい者への支援 [重点取組該当]</p> <p>●内容 県で実施する高次脳機能障がい者への支援の取組み(県高次脳機能障害支援拠点機関等)を活用しながら、関係機関との連絡調整や情報提供などに努めます。</p> <p>●所管課等 <u>社会福祉課</u></p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>(通番 <u>1 3</u>)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組該当]</p> <p>●内容 (変更なし)</p> <p>●所管課等 <u>障害福祉課</u></p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>○ 対象者が随時変わることから、継続して取組む必要があるため。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
	<p>(通番 <u>16</u>)</p> <p>●施策・事業名 サービス情報の<u>周知</u> [重点取組該当]</p> <p>●内容 <u>福祉</u>サービスの情報をよりの確に<u>利用希望者</u>に伝えるため、<u>広報紙、しろい保健福祉ガイドブック</u>や個別通知等の<u>従来の情報提供手段に加えて、携帯電話向けホームページや登録者へのメール配信サービスによる情報提供を推進</u>します。</p> <p>●所管課等 <u>社会福祉課 保健福祉相談室 企画政策課 秘書広報課</u></p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>(通番 <u>14</u>)</p> <p>●施策・事業名 <u>給付・助成・サービス等に係る情報の適時かつ適切な方法での発信</u> [重点取組該当]</p> <p>●内容 <u>障がいのある人やその家族等が受けられる給付・助成・サービス等についての情報をより確実に伝えるため、内容・対象者・緊急性等に応じて、広報紙・市ホームページ・個別通知・窓口配布(保健福祉ガイドブックやパンフレット類)・メール配信等の中から最適な方法を選択し、時機を逃さずに発信</u>します。</p> <p>●所管課等 <u>障害福祉課</u></p> <p>●実施区分 <u>修正</u></p>	<p>○ 市からの積極的な情報提供が必要なのは「サービス」にとどまらず、また、やみくもに提供チャンネルを増やせばよいというものでもないため、中間見直しでは、情報の種類と受け手の特徴に応じた、適時かつ適切な方法での情報発信を行うことを主旨とした。</p>
	<p>(なし)</p>	<p>(通番 <u>15</u>)</p> <p>●施策・事業名 <u>家族への支援</u> [重点取組非該当]</p> <p>●内容 <u>障がいのある人の家族に対して、講演会・研修会等を開催し、障がいや障がいのある人への理解のための情報提供をすることで家族支援を図ります。</u></p> <p>●所管課等 <u>障害福祉課</u></p> <p>●実施区分 <u>修正</u></p>	<p>○ 家族への支援としては、正しい知識の情報提供等が重要であるため。</p> <p>○ 現行計画では施策2-(3)-③「当事者団体等の育成・支援」の通番62にあるが、当該施策にある理由が不明であり、かつ、現行文では取組内容も曖昧であるため、本施策に移動し修正した。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
32	<p>施策の方向 1－(2) 権利擁護体制の充実</p> <p><b>【現状】</b></p> <p><u>県では、平成 18 年 10 月、全国初となる「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定し、積極的に誰もが暮らしやすい社会づくりの取組みを進めています。</u></p> <p>現在、知的障がい、精神障がい、認知症等により判断能力が十分でないために権利が侵害されやすい人への支援として、<u>本市でも、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度が行われており、第 4 期障害福祉計画期間から地域生活支援事業の必須事業に、成年後見制度法人後見支援事業が追加されています。</u>成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず家庭裁判所への申立てを行う親族がいないなどの場合に市長が代わりに行う市長申立や、本人や親族が申立てを行った場合の経費の助成、成年後見人等への報酬助成（成年後見制度利用支援事業）を実施しています。</p> <p>また、障害者虐待防止法が施行されており、<u>各市町村には市町村障害者虐待防止センターの設置が求められています。</u>本市では市社会福祉課をセンターに位置づけており、虐待の通報・届出の受理等の業務を行っています。</p>	<p>施策の方向 1－(2) 権利擁護体制の充実</p> <p><b>【現状】</b></p> <p>現在、知的障がい、精神障がい、認知症等により判断能力が十分でないために権利が侵害されやすい人への支援として、<u>市社会福祉協議会において、日常生活自立支援事業や法人成年後見が行われています。市でも、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず家庭裁判所への申立てを行う親族がいないなどの場合に市長が代わりに行う市長申立や、本人や親族が申立てを行った場合の経費の助成、成年後見人等への報酬助成（成年後見制度利用支援事業）を実施しています。</u></p> <p>また、障害者虐待防止法に基づき、本市では、<u>市障害福祉課を市町村障害者虐待防止センターとして位置づけており、虐待の通報・届出の受理等の業務を行っています。</u></p>	<p>○ 差別解消に向けた国・県の動きは下記「課題」にもあるため、県条例についての記述は「課題」に移動。</p> <p>○ 権利擁護各事業の実施主体（社協・市）を記載。</p> <p>○ 虐待防止センターの所管課変更を反映。また、虐待防止法の施行（H24）から相当の年数が経つため、表現を簡素化。</p>

<p><b>課題</b></p> <p>○ 平成 25 年 12 月には、国連の障害者権利条約の批准が国会で承認され、<u>権利擁護体制の充実がますます大きな課題となっています。また、それに向けた平成 23 年の障害者基本法の改正では、第 4 条で社会的障壁の除去について「それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、…その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。」</u>としており、いわゆる「合理的配慮」が求められています。</p>	<p><b>課題</b></p> <p>○ <u>千葉県では、平成 18 年 10 月、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定し、県民共通の目標としてなくすべき差別を具体的に定め、その解消に向けた仕組みを規定しました。</u>平成 25 年 12 月には、国連の障害者権利条約の批准が国会で承認され、<u>その国内法として平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法では、行政機関や事業者による不当な差別的扱いが禁止され、また、障がいのある人から何らかの助けを求める意思表示があった場合に、過度な負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜を図る「合理的配慮」が求められています(行政機関等は義務、事業者は努力義務)。</u></p>	<p>○ 県条例の説明を【現状】から移動。</p> <p>○ 差別解消法の施行を踏まえた内容に修正。</p>
<p>○ アンケート調査の中で、<u>障がいがあることが原因で人権を損なう扱いを受けた経験の有無についてたずねたところ、本市においても「差別用語が使われた」などの回答がみられ(→15 ページ)、障害者差別解消法の施行を踏まえ、国・県等から情報を収集し、誤解や偏見・差別解消に向けた広報啓発等の取組みを積極的に進めていく必要があります。</u></p>	<p>○ アンケート調査の中で、<u>障がい等があることが原因で差別的な扱いを受けた経験を伺ったところ、「特にない」と答えた人は、平成 26 年度の 55.0%から平成 31 年度は 68.0%に増えてましたが、未だ多くの方が、様々な場面で差別的な扱いを受けたと感じており、差別解消に向けた広報啓発等の取組みを積極的に進めていく必要があります。</u></p>	<p>○ H31 年度のア ンケート結果を反映。</p>
<p>○ <u>県等が開催する研修への参加などにより、本市社会福祉課等の職員の資質の向上を図っていく必要があります。</u></p>	<p>○ <u>平成 29 年度に市が策定した「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する白井市職員対応要領」に基づき、研修や啓発を実施し、市職員の資質の向上を図っていく必要があります。</u></p>	<p>○ 職員対応要領の策定を反映。また、職員の資質向上は社会福祉課等だけでなく全庁で必要であるため。</p>

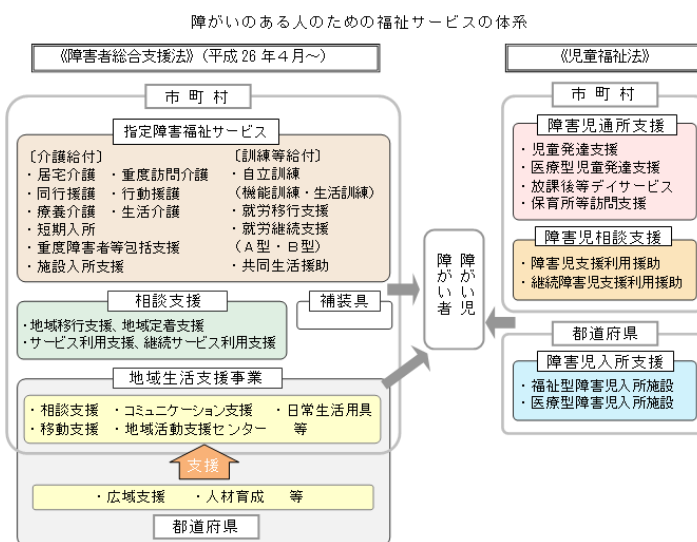
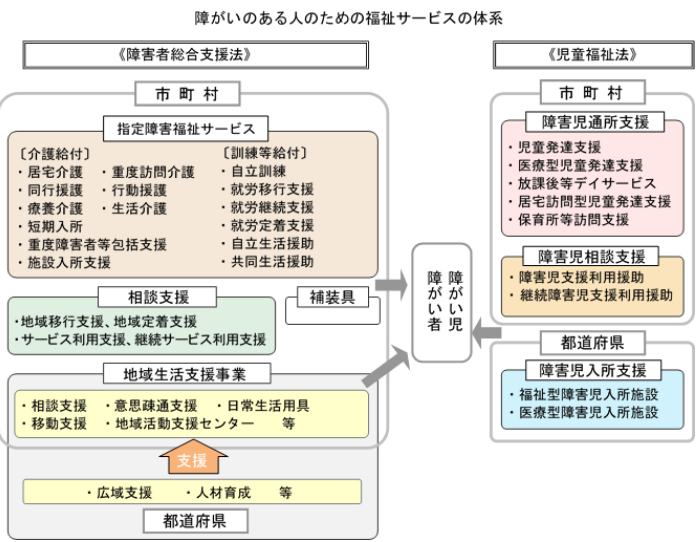
頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
33	<p>《主な取組み》</p> <p>1-(2)-① 権利擁護施策の推進 (通番 <u>17</u>)</p> <p>●施策・事業名 人権擁護のための活動の強化 [重点取組該当]</p> <p>●内容 人権意識の普及高揚を図るための啓発や人権擁護委員による人権相談を実施します。<u>また、障がいのある人の人権を守るための各種施策を行います。</u></p> <p>●所管課等 <u>企画政策課 社会福祉課</u></p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>《主な取組み》</p> <p>1-(2)-① 権利擁護施策の推進 (通番 <u>16</u>)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組該当]</p> <p>●内容 人権意識の普及高揚を図るための啓発や人権擁護委員による人権相談を実施します。</p> <p>●所管課等 <u>市民活動支援課</u></p> <p>●実施区分 <u>修正</u></p>	<p>○ 啓発や人権相談は定期的に行い定着を図る必要がある。</p> <p>○ 「各種施策」としては、通番 18 (見直し後の通番 17) で成年後見、通番 23 (見直し後の通番 22) で虐待防止、新規項目 (見直し後の通番 23) で差別解消と、それぞれ具体的に掲載しているため、本項目では記載しない。</p>
	<p>(通番 <u>18</u>)</p> <p>●施策・事業名 「成年後見制度」の普及 [重点取組該当]</p> <p>●内容 意思表示が困難な障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見制度やその相談窓口の普及と利用の支援に努めます。</p> <p>●所管課等 <u>社会福祉課 地域包括支援センター</u></p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>(通番 <u>17</u>)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組該当]</p> <p>●内容 (変更なし)</p> <p>●所管課等 <u>障害福祉課</u></p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>○ 継続して支援に取り組む必要があるため。</p>



頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
33	<p>(通番 <u>19</u>)</p> <p>●施策・事業名 <u>「日常生活自立支援事業」</u>の推進 [重点取組該当]</p> <p>●内容 在宅で日常生活を送る上で十分な判断ができない方や体の自由がきかない方が地域で安心して生活できるように支援する日常生活自立支援事業(<u>地域福祉権利擁護事業</u>)を推進します。</p> <p>●所管課等 社会福祉協議会</p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>(通番 <u>18</u>)</p> <p>●施策・事業名 <u>日常生活自立支援事業及び成年後見事業</u>の推進 [重点取組該当]</p> <p>●内容 在宅で日常生活を送る上で十分な判断ができない方や体の自由がきかない方が地域で安心して生活できるように支援する日常生活自立支援事業<u>及び成年後見事業</u>を推進します。</p> <p>●所管課等 社会福祉協議会</p> <p>●実施区分 <u>修正</u></p>	<p>○ 新たに成年後見事業を実施しているため。</p>
	<p>(通番 <u>20</u>)</p> <p>●施策・事業名 <u>苦情対応の実施</u> [重点取組非該当]</p> <p>●内容 <u>福祉サービス利用者への支援の中で利用に関する苦情に適切に対応できるよう、地域の各関係機関と協力して利用者の意向を的確に把握し、苦情の解決に努めるとともに、必要に応じてサービス提供事業者に助言や指導を行います。</u></p> <p>●所管課等 <u>保健福祉相談室</u> 社会福祉課</p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>(通番 <u>19</u>)</p> <p>●施策・事業名 <u>福祉サービスの利用に係る苦情等への対応</u> [重点取組非該当]</p> <p>●内容 <u>市が提供する福祉サービスについての利用者からの苦情に適切に対応できるよう、市福祉施設サービス苦情相談員の協力も得て利用者の意向を的確に把握し解決に努めます。また、民間事業者が提供する障害福祉サービス等についての苦情に対しては、当事者の訴えをよく聞き、事実確認等を行った上で、必要に応じて千葉県運営適正化委員会等の関係機関と連携し、速やかな解決を図ります。</u></p> <p>●所管課等 社会福祉課 <u>障害福祉課</u></p> <p>●実施区分 <u>修正</u></p>	<p>○ 項目名については、福祉サービスに対する苦情対応についての項目であることを明確化。</p> <p>○ 市が提供するサービスと民間事業者が提供するサービスでは苦情対応の取扱いが異なるため、区分して記述した。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
34	<p>1-(2)-② 当事者参画の促進 (通番 <u>21</u>)</p> <p>●施策・事業名 まちづくりへの参画の促進 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 障がいのある人からの情報や意見等を聴くために市政懇談会を開催するほか、各種シンポジウムおよび講演会に障がいのある人の参加を促し、市政への参画を促進します。</p> <p>また、障がいのある人やその家族、障がい者支援事業所等の意見等を各種施策に的確に反映させるため、市と関係者が協働で計画の策定や進捗状況の把握に努めます。</p> <p>●所管課等 <u>関係各課 社会福祉課</u></p> <p>●実施区分 継続</p>	<p>1-(2)-② 当事者参画の促進 (通番 <u>20</u>)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 (変更なし)</p> <p>●所管課等 <u>秘書課 障害福祉課</u></p> <p>●実施区分 継続</p>	<p>○ 障がいのある人からの情報や意見等を聴くため開催の必要があるため。</p> <p>○ 障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画については、障がいのある方やその家族、関係機関等の意見を踏まえて実効性を高める必要があるため。</p>
	<p>1-(2)-③ 選挙における配慮の実施 (通番 <u>22</u>)</p> <p>●施策・事業名 投票しやすい環境の整備 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 各投票所に簡易スロープ、点字器、点字氏名掲示、車いす、老眼鏡、文鎮などを設置するとともに、必要に応じて職員が代理投票(本人の意思を2人の職員で確認したうえで代筆する)を行い、障がいのある有権者が投票しやすい環境づくりを進めます。</p> <p>●所管課等 選挙管理委員会</p> <p>●実施区分 継続</p>	<p>1-(2)-③ 選挙における配慮の実施 (通番 <u>21</u>)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 (変更なし)</p> <p>●所管課等 選挙管理委員会</p> <p>●実施区分 継続</p>	<p>○ 投票は定期的に行われており、中止することで投票機会を阻害する恐れがあるため。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
34	<p>1-(2)-④ 障がい者虐待防止対策の推進</p> <p>(通番 <u>2 3</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 障がいのある人の虐待防止等対策 [重点取組非該当]</li> <li>●内容 障がいのある人への虐待について、家庭等における暴力対策ネットワーク会議に基づいた対応や相談・支援により、虐待の防止、早期発見・早期対応に努めます。</li> <li>●所管課等 <u>社会福祉課 地域包括支援センター 保健福祉相談室</u></li> <li>●実施区分 継続</li> </ul> <p>(なし)</p>	<p>1-(2)-④ 障がい者虐待防止対策・<u>障がい者差別の解消</u>の推進</p> <p>(通番 <u>2 2</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</li> <li>●内容 (変更なし)</li> <li>●所管課等 <u>社会福祉課 障害福祉課 子育て支援課</u></li> <li>●実施区分 継続</li> </ul> <p>(通番 <u>2 3</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 <u>障がい者に対する差別解消の推進</u> [重点取組非該当]</li> <li>●内容 <u>障がいのある人への差別や合理的配慮の不提供について、相談・支援により、差別の解消、合理的配慮の提供の推進を図ります。</u></li> <li>●所管課等 <u>障害福祉課</u></li> <li>●実施区分 <u>新規</u></li> </ul>	<p>○ 新たに差別解消の取組み項目を追加するため、施策名称を変更。</p> <p>○ 虐待防止等対策は法令に定めがあり、関係機関と連携・協議し継続的に実施していく必要があるため。</p> <p>○ 障害者差別解消法が平成28年4月に施行され、対応を求められているため。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
35	<p>施策の方向1-(3) 福祉サービスの充実と支援施設の整備</p> <p>【現状】</p> <p>障がいのある人への福祉サービスは、<u>障害者自立支援法の制定以降、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスの3つから成る指定障害福祉サービスと相談支援、および地域生活支援事業で構成されていますが、従来のケアホーム（共同生活介護）は、障害者総合支援法の改正施行により、平成26年4月からグループホーム（共同生活援助）に統合・一元化されています。また、従来のコミュニケーション支援事業は、第4期障害福祉計画期間から意思疎通支援事業に名称が変更されています。</u></p> <p><u>地域生活支援事業については、利用料等具体的な内容を市町村が主体的に、地域の実情や利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスとなっており、第4期計画期間から必須事業の数が大幅に増やされています。</u></p> 	<p>施策の方向1-(3) 福祉サービスの充実と支援施設の整備</p> <p>【現状】</p> <p>障害者総合支援法による、障がいのある人への福祉サービスは、「<u>自立支援給付</u>」と「<u>地域生活支援事業</u>」に大別されます。前者には、訪問や通所による介護・日中活動の場・居住の場等を提供する「<u>指定障害福祉サービス</u>」のほか、「<u>相談支援</u>」、「<u>自立支援医療</u>」及び「<u>補装具</u>」が含まれます。後者は、<u>利用料等具体的な内容を市町村が主体的に、地域の実情や利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスとなっています。</u></p> 	<p>○ 現行計画策定当時のサービス改廃等に係る説明を削除し、現行制度の説明にとどめた。</p>

頁 現行計画の表記 中間見直し(素案) 変更点・理由等

35 課題  
○ 地域生活支援事業について、本市の障がい福祉施策の特色を出すものとして引き続き適切なサービスメニューを提供し、障がいのある人の地域での生活を支えていく必要があります。

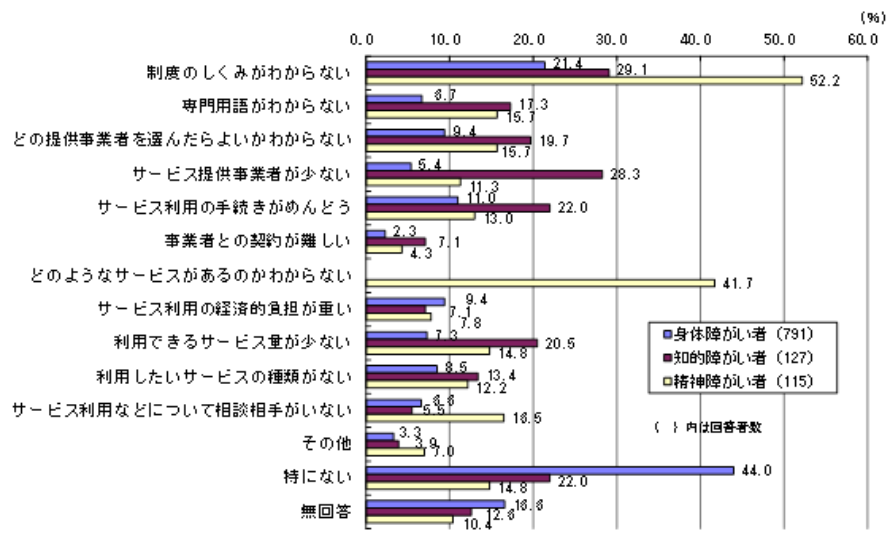
(変更なし)

○ 地域生活支援事業への取組み姿勢として特に変化はないため。

○ アンケート調査の結果では、「福祉サービスについて困っていること、心配なこと」として、身体障がい者では「特にない」と「制度のしくみがわからない」が、知的障がい者では「制度のしくみがわからない」と「サービス提供事業者が少ない」が、精神障がい者では「制度のしくみがわからない」と「どのようなサービスがあるのかわからない」が多くなっています(\*複数回答)。利用者にとって特に制度が難解であることがうかがえ、引き続き広報や手続き時の丁寧な説明等が必要です。

○ アンケート調査の結果では、「福祉サービスについて困っていること、心配なこと」として、「制度のしくみがわからない」または「どのようなサービスがあるのかわからない」を選んだ人の割合が、平成26年度・平成31年度ともに身体障がいでは第2位、知的・精神障がいでは第1位と高くなっています。利用者にとって特に制度が難解であることがうかがえ、引き続き広報や手続き時の丁寧な説明等が必要です。

○ H31年度のアンケート結果を反映。



問 福祉サービスについて困っていることや心配なことはありますか。

回答	年度	回答数				割合
		身体	療育	精神	合計	
制度のしくみがわからない どのようなサービスがあるのかわからない	H26	169	37	108	314	30.4%
	H31	278	56	195	529	40.0%
専門用語がわからない	H26	53	22	18	93	9.0%
	H31	70	31	34	135	10.2%
どのサービス提供事業者を選んだらよいかわからない	H26	74	25	18	117	11.3%
	H31	129	46	34	209	15.8%
サービス提供事業者が少ない	H26	43	36	13	92	8.9%
	H31	54	41	18	113	8.5%
サービス利用の手続きがめんどろ	H26	87	28	15	130	12.6%
	H31	96	41	27	164	12.4%
事業者との契約が難しい	H26	18	9	5	32	3.1%
	H31	23	17	9	49	3.7%
サービス利用の経済的負担が重い	H26	74	9	9	92	8.9%
	H31	87	17	22	126	9.5%

回答	年度	身体	療育	精神	合計	割合
利用できるサービス量が少ない	H26	58	26	17	101	9.8%
	H31	80	26	24	130	9.8%
利用したいサービスの種類がない	H26	67	17	14	98	9.5%
	H31	67	25	30	122	9.2%
サービス利用などについて相談相手がいない	H26	52	7	19	78	7.6%
	H31	72	14	32	118	8.9%
その他	H26	26	5	8	39	3.8%
	H31	23	10	5	38	2.9%
特にない	H26	348	28	17	393	38.0%
	H31	340	40	35	415	31.4%
無回答	H26	131	16	12	159	15.4%
	H31	128	12	9	149	11.3%
総数	H26	791	127	115	1,033	
	H31	938	188	196	1,322	

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
37	<p>* <u>なお、福祉サービスの充実等については、障害福祉計画の主要な内容となっており、本計画ではその詳細・具体的な内容については掲載していないため、個々のサービスの内容、提供量の見込みやその確保のための方策等については、第4期（第5～7期）障害福祉計画をご参照ください。</u></p>	<p>* <u>指定障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域生活支援事業については、必要量の見込み及びその確保のための方策を障害福祉計画・障害児福祉計画で定めるため、本計画における取組み事項としては大枠のみとしています。</u></p>	<p>○ 障害福祉計画・障害児福祉計画の対象範囲を明確化。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
37	<p>《主な取組み》 1-(3)-① 指定障害福祉サービス等の充実 (通番24) ●施策・事業名 指定障害福祉サービスの推進 [重点取組非該当] ●内容 障がいのある人の自立の支援・促進や介護者・支援者の負担の軽減を図るため、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスに属する各事業の推進を図ります。 ●所管課等 <b>社会福祉課</b> ●実施区分 継続</p>	<p>《主な取組み》 1-(3)-① 指定障害福祉サービス等の充実 (通番24) ●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当] ●内容 (変更なし) ●所管課等 <b>障害福祉課</b> ●実施区分 継続</p>	<p>○ 指定障害福祉サービス等の利用者数は増加を続けており、障がいのある人やその家族等の支援に不可欠な制度となっているため。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
37	<p>(通番25)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 補装具費の支給 [重点取組非該当]</li> <li>●内容 身体上の障がいを補い、日常生活を容易にする補装具の費用を給付し、自立生活の支援・充実を図ります。</li> <li>●所管課等 <u>社会福祉課</u></li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>(通番25)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</li> <li>●内容 (変更なし)</li> <li>●所管課等 <u>障害福祉課</u></li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>○ 補装具は、障がい者の身体機能を補完し、長期間に渡り継続して使用する必要があるため。</p>
	<p>(通番26)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 <u>身体障害者福祉</u>センターの充実 [重点取組非該当]</li> <li>●内容 地域生活をしている障がいのある人が身体機能を維持し、他者との交流を図っていきいきとした生活を送れるよう、定期的な講座やパソコン開放、理学療法士による相談の実施、就労している障がいのある人の仲間づくりの場の提供など<u>身体障害者福祉</u>センター事業の充実に努めます。</li> <li>●所管課等 <u>社会福祉課</u></li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>(通番26)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 <u>障害者地域活動支援</u>センターの充実 [重点取組非該当]</li> <li>●内容 地域生活をしている障がいのある人が身体機能を維持し、他者との交流を図っていきいきとした生活を送れるよう、定期的な講座やパソコン開放、理学療法士による相談の実施、就労している障がいのある人の仲間づくりの場の提供など、<u>センター</u>事業の充実に努めます。</li> <li>●所管課等 <u>障害福祉課</u></li> <li>●実施区分 <u>修正</u></li> </ul>	<p>○ センター名称の変更を反映。</p>

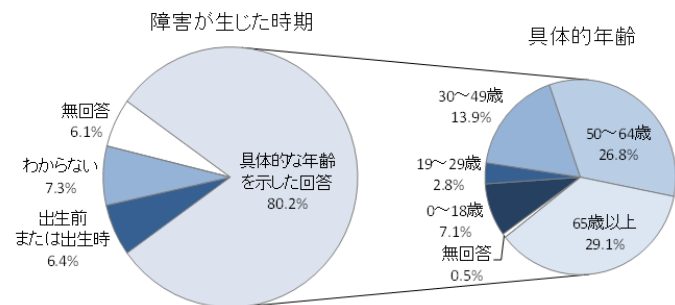
頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
37	<p>(通番 2 7)</p> <p>●施策・事業名 地域生活支援拠点の<b>整備</b> [重点取組該当]</p> <p>●内容 <u>第 4 期障害福祉計画についての国の基本指針で示された地域生活支援拠点等を整備し、地域における相談、体験の機会や場の整備、緊急時の障がいのある人等の受け入れ・対応、人材の確保・養成などの機能の提供</u>を図ります。</p> <p>●所管課等 <b>社会福祉課</b></p> <p>●実施区分 <b>新規</b></p>	<p>(通番 2 7)</p> <p>●施策・事業名 地域生活支援拠点等の<b>活用</b> [重点取組該当]</p> <p>●内容 地域生活支援拠点等に<b>必要な、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会</b>の場、<b>専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの各機能が発揮されるよう、必要な事業及び運営者への協力を行うとともに、地域自立支援協議会での議論を通じて、機能の維持及び向上</b>を図ります。</p> <p>●所管課等 <b>障害福祉課</b></p> <p>●実施区分 <b>修正</b></p>	<p>○ 地域生活支援拠点等の整備については前半期の H31 年度に完了したことから、後半期は効果的な運用を図っていくことを目標とする。地域自立支援協議会を活用した運用管理は国の指針に基づくもの。</p>
	<p>1-(3)-② 地域生活支援事業の充実 (通番 2 8)</p> <p>●施策・事業名 地域生活支援事業の推進 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 地域で暮らす障がいのある人の自立・日常生活の支援、および介護者の負担の軽減のため、個々のニーズに合った移動支援や意思疎通支援(手話通訳派遣)、日中一時支援、日常生活用具給付などの地域生活支援事業の推進を図ります。</p> <p>●所管課等 <b>社会福祉課</b></p> <p>●実施区分 <b>継続</b></p>	<p>1-(3)-② 地域生活支援事業の充実 (通番 2 8)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 (変更なし)</p> <p>●所管課等 <b>障害福祉課</b></p> <p>●実施区分 <b>継続</b></p>	<p>○ 障害のある人の自立・日常生活の支援、介護者の負担軽減を継続して行う必要があるため。</p>



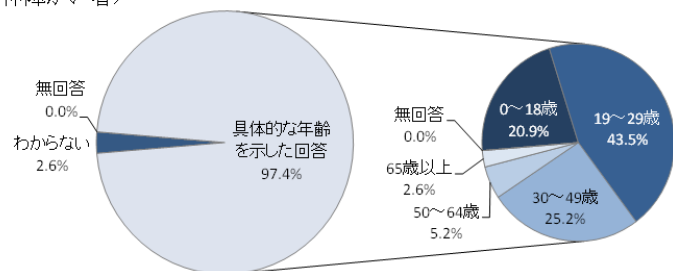
頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
37	<p>(通番29)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 小児慢性特定疾患児の日常生活用具の給付 [重点取組非該当]</li> <li>●内容 小児慢性特定疾患児に特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。</li> <li>●所管課等 <b>社会福祉課</b></li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>(通番29)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</li> <li>●内容 (変更なし)</li> <li>●所管課等 <b>障害福祉課</b></li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>○ 地域生活支援事業の日常生活用具給付とあわせて継続的に実施する必要があるため。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
38	<p>施策の方向 1-(4) 保健・医療サービスの充実</p> <p><b>【現状】</b></p> <p>アンケート調査の「<u>障がいが発生した年齢、初めて受診した時期</u>」の質問の結果では、身体障がい者では「<u>65歳以上</u>」という回答が <b>29.1%</b> (具体的な年齢を回答した人の中では <b>36.3%</b>) と最も多く、「<u>50～64歳</u>」が <b>26.8%</b> (同 <b>33.4%</b>) と次いで多く、両選択肢で過半数を占めており、精神障がい者では「<u>19～29歳</u>」、「<u>30～49歳</u>」という回答が多くなっています。特に身体障がい者では、<u>病気等による</u> 中年期以降の「中途障がい」が多くなっていることが分かります。</p>	<p>施策の方向 1-(4) 保健・医療サービスの充実</p> <p><b>【現状】</b></p> <p><u>平成31年度アンケート調査における、身体障がいが発生した年齢及び精神科・神経科を初めて受診した年齢</u>についての質問の結果では、身体障がい者では <b>65歳以上</b>が <b>32.1%</b>と最も多く、<u>次いで</u> 50～64歳が <b>26.1%</b>で、両選択肢で過半数を占めており、精神障がい者では <b>19～29歳</b>と <b>30～49歳</b>が多くなっています。特に身体障がい者では、中年期以降の「中途障がい」が多くなっていることが分かります。</p>	<p>○ アンケート結果をH31のものに差替え。「中途障がい」の原因については、この結果からは読み取れないため、「病気等による」を削除。</p>
	<p>一方、健康づくり、介護保険制度の分野においては、それぞれ「健康日本21(第2次)」、国(厚生労働省)の各種通知等によって予防重視型システムの方向性が打ち出され、<u>一次予防に力を入れていくことが示されていますが、障がい者施策の分野でも身体障がい等の発生予防、早期発見・早期対応がより重要になります。</u></p>	<p>一方、健康づくり、介護保険制度の分野においては、それぞれ「健康日本21(第2次)」、国(厚生労働省)の各種通知等によって予防重視型システムの方向性が打ち出されていますが、<u>障がいについても、その原因となり得る傷病を予防するとともに、障がいを早期に発見して的確に内容を把握し、より良い方向付けを行い対応していくことが重要になります。</u></p>	<p>○ 障がいについての「予防」という表現が、障がいを持つ人の存在を否定するような誤解を招くことがないよう、その内容を具体的に記述した。</p>

<身体障がい者>



<精神障がい者>



問 (身体) あなたの身体障がいは何歳ごろに発生しましたか。(H31年度) / (精神) 初めて精神科・神経科で診療を受けたのは何歳ごろですか。(H31年度)

回答	身体		精神	
	回答数	割合	回答数	割合
0~18歳	56	6.0%	38	19.4%
19~29歳	27	2.9%	61	31.1%
30~49歳	132	14.1%	48	24.5%
50~64歳	245	26.1%	14	7.1%
65歳以上	301	32.1%	4	2.0%
無回答	177	18.9%	31	15.8%
総数	938		196	

○ H31年度のアナケート結果に差替え。

**課題**

○ 生活習慣病をはじめとする疾病の予防や早期発見、早期治療を行って、身体障がい等の発生予防・重度化の予防に努める必要があります。また、乳幼児健康診査の充実などによる知的障がい等の早期発見・早期対応（早期療育）等や、精神疾患の早期発見・早期治療も重要です。

(変更なし)

○ 障がいのある人の数が増加している中で、予防の重要性は低下していないため。

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
38	○ 障がいや病気に対する専門的な医療サービスが必要不可欠であるのと同時に、知的障がい者などでは、 <u>日常の医療</u> や歯科医療を受ける際にも障がいのために症状を的確に伝えることができないことも、大きな課題の一つとなっています。	○ 障がいのある人が、その障がいを取り除いたり軽減したりするために必要な治療や、難病の症状を抑えるために必要な医療が、 <u>本人や家族の過度な負担なく受けられることは必要不可欠ですが</u> 、同時に、知的障がいのある人などでは、 <u>通常</u> の通院や歯科診療などを受ける際にも、障がいのために、症状を的確に伝えることができない <u>場合がある</u> ことも、大きな課題の一つとなっています。	○ 「障がいや病気に対する専門的な医療サービス」の内容が不明のため、自立支援医療及び難病医療の内容とした。 ○ 「日常の医療」の意味がわかりづらいため「通常の通院」に置換えた。

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
39	<p>《主な取組み》</p> <p>1-(4)-① 早期発見・療育の体制の充実 (通番30)</p> <p>●施策・事業名 母子保健事業の推進 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 新生児訪問、乳児育児相談、1歳6か月および3歳児健康診査の際に医師等による内科診察・健康相談等を行い、疾病や精神・運動発達の遅れを早期に発見して、事後指導・健康相談の充実を図ります。</p> <p>●所管課等 健康課</p> <p>●実施区分 継続</p>	<p>《主な取組み》</p> <p>1-(4)-① 早期発見・療育の体制の充実 (通番30)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 (変更なし)</p> <p>●所管課等 健康課</p> <p>●実施区分 継続</p>	○ 母子保健法で市町村が実施することが定められており、全ての児童を対象に定期的に実施することで疾病や障害を早期に発見し、早期治療、療育につなげることができるため。

<p>(通番31)</p> <p>●施策・事業名 <b>療育システムの充実</b> [重点取組非該当]</p> <p>●内容 障がいのある<b>乳幼児</b>やその保護者が、<b>必要な支援</b>を一貫して継続的に受けられるようにするため、関係機関と連携を図り、<b>ライフサポートファイルを活用する</b>などして、<b>体制の整備・充実に努めます</b>。</p> <p>●所管課等 <b>社会福祉課 健康課 子育て支援課 学校教育課</b></p> <p>●実施区分 <b>継続</b></p>	<p>(通番31)</p> <p>●施策・事業名 <b>ライフサポートファイルの活用</b> [重点取組非該当]</p> <p>●内容 障がいのある<b>児童</b>やその保護者が、<b>年代ごとや支援機関ごとの支援</b>を一貫して継続的に受けられるようにするため、関係機関と連携を図り、<b>ライフサポートファイルを活用します</b>。</p> <p>●所管課等 <b>障害福祉課</b></p> <p>●実施区分 <b>修正</b></p>	<p>○ 事業等の名称が「療育システムの充実」では内容と一致せずわかりづらいため。</p>
<p>(通番32)</p> <p>●施策・事業名 <b>療育相談・指導の実施</b> [重点取組非該当]</p> <p>●内容 発達障がい児および発達障がいの疑いのある児童を対象に、基本的な生活習慣や理解力、言語、社会性を習得できるよう、療育・医療相談、個別指導・グループ指導等個々に必要な指導や支援を行い、心身の発達を促進・支援します。</p> <p>●所管課等 <b>子育て支援課</b></p> <p>●実施区分 <b>継続</b></p>	<p>(通番32)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 (変更なし)</p> <p>●所管課等 <b>子育て支援課</b></p> <p>●実施区分 <b>継続</b></p>	<p>○ 発達障がい児および発達障がいの疑いのある児童の利用者は増加傾向であり、当事者およびその家族等の支援に不可欠な制度となっているため。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
39	<p>1-(4)-② 保健サービスの充実 (通番 3 3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 各種健(検)診事業の実施 [重点取組非該当]</li> <li>●内容 障がいがあっても受診しやすい環境づくりを心がけ、各種がん検診および特定健康診査等を受診し、自らの健康管理に役立てることができるよう図ります。</li> <li>●所管課等 健康課 保険年金課 <b>社会福祉課</b></li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>1-(4)-② 保健サービスの充実 (通番 3 3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</li> <li>●内容 (変更なし)</li> <li>●所管課等 健康課 保険年金課</li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	○ 健康管理に必要であるため。
	<p>(通番 3 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 歯科口腔保健の推進 [重点取組非該当]</li> <li>●内容 障がい者(児)の口腔機能を維持するため、歯科保健指導や歯科健康診査を実施します。</li> <li>●所管課等 健康課</li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>(通番 3 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</li> <li>●内容 (変更なし)</li> <li>●所管課等 健康課</li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	○ 口腔機能を維持するためには定期的な歯科健康診査や歯科保健指導が必要であるため。
	<p>1-(4)-③ 医療につなげる支援の充実 (通番 3 5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 生活習慣病予防の推進 [重点取組非該当]</li> <li>●内容 健(検)診の後に、その結果に応じた生活習慣病予防に関する情報を提供し医療につなげる支援を行います。</li> <li>●所管課等 健康課</li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>1-(4)-③ 医療につなげる支援の充実 (通番 3 5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</li> <li>●内容 (変更なし)</li> <li>●所管課等 健康課</li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	○ 健診結果に応じた生活習慣病の重症化予防が必要のため。

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
39	<p>(通番36)</p> <p>●施策・事業名 健康相談の実施 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 障がいのある人、難病患者およびその家族を対象に、関係機関等との連携により健康問題に関する相談を実施し、適切な医療が受けられるよう支援します。</p> <p>●所管課等 健康課 <u>保健福祉相談室</u></p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>(通番36)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 障がいのある人、難病患者およびその家族を対象に、関係機関等との連携により健康問題に関する相談を実施し、適切な医療が受けられるよう支援します。<u>また、保健師等が障がいのある人、難病患者の自宅や通所している市内の事業所等を訪問し、健康管理に必要な相談・保健指導や家族の健康管理に必要な相談を行います。</u></p> <p>●所管課等 健康課</p> <p>●実施区分 <u>修正</u></p>	<p>○ 必要な医療受診につなげることで健康の維持を図ることができるため。</p> <p>○ 見直し前の通番4「訪問相談体制の充実」は、内容が類似するため本項目に統合した。</p>
	<p>(通番37)</p> <p>●施策・事業名 医療機関情報等の提供 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 市民が病院の場所や診療時間、休診日、急病時の対応などを知り、安心して生活を送れるよう、広報紙、ホームページ、健康カレンダー等で医療機関等の情報を提供します。</p> <p>●所管課等 健康課</p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>(通番37)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 (変更なし)</p> <p>●所管課等 健康課</p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>○ 医療機関等の情報は随時変更があり、情報提供が必要であるため。</p>

『第4章 2 社会参加の支援・促進』

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
41	<p><b>施策の方向 2- (1) 障がい児の保育・教育の充実</b>  <b>【現状】</b>            障がいのある子どもの可能性を最大限伸ばし、将来の社会的な自立や社会参加の実現を図るために、子どもたち一人ひとりの個性や適性に応じた保育・療育および教育が重要な役割を果たすことから、本市では平成 13 年度からこども発達センターを設置し、療育体制の充実を図っています。</p> <p>教育分野では、障害の種類や程度に応じて特別の場で指導を行う特殊教育から、通常の学級に在籍する学習障害 (LD)、注意欠陥／多動性障害 (ADHD)、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、障害のある児童・生徒についてその一人ひとりの教育的ニーズを把握し適切な教育的支援を行う特別支援教育への転換が進められました。本市でも、障がいのある児童・生徒の良さや可能性を伸ばし社会的な自立を図るための教育活動を、特別支援教育コーディネーターを活用しながら推進するとともに個別の指導計画を作成して、「個」に応じた指導内容の充実に努めています。<u>平成 27</u> 年度現在、個別支援学級を、市立の小学校 (全 9 校) に <u>20</u> 学級、中学校 (全 5 校) に <u>11</u> 学級設置しています。また、言語障がいのために特別な支援を必要とする児童のための通級指導教室が白井第三小学校と南山小学校にあります。</p> <p>また、平成 23 年 7 月の障害者基本法改正によって、障害のある児童・生徒も障害のない児童・生徒とともに学ぶインクルーシブ教育システムの方向性が、特別支援教育と並ぶ学校教育におけるもう 1 本の柱として示されています。</p>	<p><b>施策の方向 2- (1) 障がい児の保育・教育の充実</b>  <b>【現状】</b>            障がいのある子どもの可能性を最大限伸ばし、将来の社会的な自立や社会参加の実現を図るために、子どもたち一人ひとりの個性や適性に応じた保育・療育および教育が重要な役割を果たすことから、本市では平成 13 年度からこども発達センターを設置し、療育体制の充実を図っています。</p> <p>教育分野では、障害の種類や程度に応じて特別の場で指導を行う特殊教育から、通常の学級に在籍する学習障害 (LD)、注意欠陥／多動性障害 (ADHD)、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、障害のある児童・生徒についてその一人ひとりの教育的ニーズを把握し適切な教育的支援を行う特別支援教育への転換が進められました。本市でも、障がいのある児童・生徒の良さや可能性を伸ばし社会的な自立を図るための教育活動を、特別支援教育コーディネーターを活用しながら推進するとともに個別の指導計画を作成して、「個」に応じた指導内容の充実に努めています。<u>令和 2</u> 年度現在、個別支援学級を、市立の小学校 (全 9 校) に <u>28</u> 学級、中学校 (全 5 校) に <u>12</u> 学級設置しています。また、言語障がいのために特別な支援を必要とする児童のための通級指導教室が白井第三小学校と南山小学校にあります。</p> <p>また、平成 23 年 7 月の障害者基本法改正によって、障害のある児童・生徒も障害のない児童・生徒とともに学ぶインクルーシブ教育システムの方向性が、特別支援教育と並ぶ学校教育におけるもう 1 本の柱として示されています。</p>	<p>○ 施策に大きい変化はないため、本文は変更なし。</p> <p>○ 個別支援学級数の増加を反映。</p>



頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
41	<p><b>課題</b></p> <p>○ 引き続き、さまざまな障がいのある児童・生徒を学校教育全体の中で受けとめ、多様な教育（特別支援教育）を展開することにより、障がいのある個々の児童・生徒に応じた最も適切な教育の場を確保していくことが必要です。</p> <p>○ また、児童・生徒の指導に当たる教職員が障がいや障がいのある児童・生徒に関する認識と理解を深める必要があることから、教職員への研修を充実させることが重要になります。</p> <p>○ ノーマライゼーションの理念や「ともに生き、ともに参加する地域」を実現するためには、子どもの頃から障がいのあるなしにかかわらず「ともに育ち、ともに学ぶ」という考え方が大切であることから、学校教育において障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流教育を拡充するとともに、放課後児童対策の推進を図ることが必要です。</p> <p>○ <u>義務教育就学前の障がいのある子どもの育成に関しては、保育園等への障がい児の受け入れの促進や障がい児の通園訓練への支援に努めることが必要となります。</u></p>	<p>(変更なし)</p> <p>○ ノーマライゼーションの理念や「ともに生き、ともに参加する地域」を実現するためには、子どもの頃から障がいのあるなしにかかわらず「ともに育ち、ともに学ぶ」という考え方が大切であることから、学校教育において障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流教育を拡充することが必要です。</p> <p><u>○ 学校の放課後や長期休暇中にも、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することや居場所づくりのため、放課後児童対策の推進を図ることが必要です。</u></p> <p>○ <u>生涯にわたる人間形成に極めて重要な時期である乳幼児期の子どもについては、充実した毎日を過ごし、障がいの状態や発達の過程・特性等に配慮しながら成長を支援することが重要であるため、児童発達支援の利用や、保育園等における受け入れの促進等に努めることが必要となります。</u></p>	<p>○ これらの課題の重要性が低下していないため。</p> <p>○ 交流教育の拡充と放課後児童対策の推進は同じ目的ではないため、項目を分割した。</p> <p>○ 現行文では支援内容の必要性が読み取れないため、目的を加筆するとともに、「通園訓練」を「児童発達支援」に修正。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
42	<p>《主な取組み》 2-(1)-①早期療育・保育の充実 (通番38) ●施策・事業名 <u>療育システムの充実</u>〔再掲〕 〔重点取組非該当〕 ●内容 障がいのある<u>乳幼児</u>やその保護者が、<u>必要な支援を一貫して継続的に受けられるようにするため、関係機関と連携を図り、ライフサポートファイルを活用するなどして、体制の整備・充実に努めます。</u> ●所管課等 <u>社会福祉課 健康課 子育て支援課 学校教育課</u> ●実施区分 <u>継続</u> (通番39) ●施策・事業名 <u>療育相談・指導の実施</u>〔再掲〕 〔重点取組非該当〕 ●内容 発達障がい児および発達障がいの疑いのある児童を対象に、基本的な生活習慣や理解力、言語、社会性を習得できるよう、療育・医療相談、個別指導・グループ指導等個々に必要な指導や支援を行い、心身の発達を促進・支援します。 ●所管課等 <u>子育て支援課</u> ●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>《主な取組み》 2-(1)-①早期療育・保育の充実 (通番38) ●施策・事業名 <u>ライフサポートファイルの活用</u>〔再掲〕 〔重点取組非該当〕 ●内容 障がいのある<u>児童</u>やその保護者が、<u>年代ごとや支援機関ごとの支援を一貫して継続的に受けられるようにするため、関係機関と連携を図り、ライフサポートファイルを活用します。</u> ●所管課等 <u>障害福祉課</u> ●実施区分 <u>修正</u> (通番39) ●施策・事業名 (変更なし) 〔重点取組非該当〕 ●内容 (変更なし) ●所管課等 <u>子育て支援課</u> ●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>○ 事業等の名称が「療育システムの充実」では内容と一致せずわかりづらいため。 ※通番31の再掲</p> <p>○ 発達障がい児および発達障がいの疑いのある児童の利用者は増加傾向であり、当事者およびその家族等の支援には不可欠な制度となっているため。 ※通番32の再掲</p>

<p>(通番40)</p> <p>●施策・事業名 保育園における受け入れの推進 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 <u>公立保育園</u>における障がい児の入所受け入れ体制の充実に努め、障がい児が自立していけるよう一人ひとりの個性や適性に応じた保育を行います。</p> <p>●所管課等 保育課</p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>(通番40)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 <u>市内保育所等</u>における障がい児の入所受け入れ体制の充実に努め、障がい児が自立していけるよう一人ひとりの個性や適性に応じた保育を行います。</p> <p>●所管課等 保育課</p> <p>●実施区分 <u>修正</u></p>	<p>○ 障がいのある児童の保護者が就労などにより日中の保育が困難である場合に受け入れを行うため継続が必要。</p>
<p>2-(1)-② 学校教育(特別支援教育)の推進 (通番41)</p> <p>●施策・事業名 就学相談の充実 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 一人ひとりの障がい、能力、適性等に応じた教育ができるよう、就学指導委員会など相談体制の整備を図り、適切な就学相談を行います。</p> <p>●所管課等 <u>学校教育課</u></p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>2-(1)-② 学校教育(特別支援教育)の推進 (通番41)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 (変更なし)</p> <p>●所管課等 <u>教育支援課</u></p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>○ 学校生活において、一人ひとりの障がい、能力、適性等に応じた教育を整えるために不可欠な相談窓口であるため。</p>
<p>(通番42)</p> <p>●施策・事業名 通級指導の充実 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 言語に軽度の障がいのある児童が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら障がいの状態に応じて特別な指導を受けることができる通級指導教室の充実に努めるとともに、通級指導教室に自家用車で通う児童の保護者にガソリン代の補助を行います。</p> <p>●所管課等 <u>学校教育課</u></p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>(通番42)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 (変更なし)</p> <p>●所管課等 <u>教育支援課 学校政策課</u></p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>○ 言語に軽度の障がいのある児童が、ほとんどの授業を通常の学級で受けることを保障し、自家用車で通う児童の保護者に補助を行うことで、送迎の負担を軽減できるため。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
42	<p>(通番 4 3)</p> <p>●施策・事業名 個別支援学級の充実 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 障がいの種類や程度に応じた教育ができるよう、施設・設備の充実や学級の開設を図り、必要に応じて介助員を配置します。</p> <p>●所管課等 <u>学校教育課</u></p> <p>●実施区分 継続</p>	<p>(通番 4 3)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 (変更なし)</p> <p>●所管課等 <u>教育支援課 学校政策課</u></p> <p>●実施区分 継続</p>	<p>○ 今後も児童生徒の障がい種類や程度に応じて、きめ細かな指導・支援を行えるように配置していく。</p>
	<p>(通番 4 4)</p> <p>●施策・事業名 教職員の研修の充実 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 教職員の障がい者(児)理解を深めるため、研修等の充実を図ります。 また、個別支援学級の担任について各種研修を充実させ、担当教諭の資質の向上に努めます。</p> <p>●所管課等 <u>学校教育課</u></p> <p>●実施区分 継続</p>	<p>(通番 4 4)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 (変更なし)</p> <p>●所管課等 <u>教育支援課</u></p> <p>●実施区分 継続</p>	<p>○ 学校における特別支援教育の充実のためには、教職員への啓発、個別支援学級担当教諭の資質向上が必要であり、その手段として研修の実施は不可欠なため。</p>
	<p>2-(1)-③ インクルーシブ教育システムの推進 (通番 4 5)</p> <p>●施策・事業名 交流教育の充実 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 各学校の計画に基づき、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流教育を推進します。</p> <p>●所管課等 <u>学校教育課</u></p> <p>●実施区分 継続</p>	<p>2-(1)-③ インクルーシブ教育システムの推進 (通番 4 5)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 (変更なし)</p> <p>●所管課等 <u>教育支援課</u></p> <p>●実施区分 継続</p>	<p>○ 各学校の計画に基づき、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流教育を行うことで、インクルーシブ教育システムの推進を図ることができるため。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
43	<p>(通番 4 6)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 障がい者理解の促進 [重点取組非該当]</li> <li>●内容 小中学校において、障がい者理解のため、ボランティア活動や福祉活動などの充実を図るとともに、障がい者理解の学習や障がいのある人との交流教育を進めるなどの福祉教育を推進します。</li> <li>●所管課等 <u>学校教育課 教育センター室</u></li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>(通番 4 6)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</li> <li>●内容 (変更なし)</li> <li>●所管課等 <u>教育支援課</u></li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>○ 福祉活動の充実や福祉教育の推進によって、障がい者への正しい理解と認識の定着を促進するため。</p>
	<p>2-(1)-④放課後対策の充実 (通番 4 7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 学童保育への受け入れ体制の整備 [重点取組非該当]</li> <li>●内容 指導員を加配して障がいのある児童を学童保育所で受け入れ、健全育成を図ります。</li> <li>●所管課等 保育課</li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>2-(1)-④放課後対策の充実 (通番 4 7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</li> <li>●内容 (変更なし)</li> <li>●所管課等 保育課</li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>○ 障がいのある児童の保護者が就労等により日中の保育が困難である場合に受け入れを行うため。</p>
	<p>(通番 4 8)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 放課後対策事業の実施 [重点取組非該当]</li> <li>●内容 特別支援学校通学児など障がいのある中高生に放課後の活動場所を提供するため、<u>障害者支援センターでの受け入れ(基準該当児童デイサービス事業)を実施</u>します。</li> <li>●所管課等 <u>社会福祉課</u></li> <li>●実施区分 <u>継続</u></li> </ul>	<p>(通番 4 8)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</li> <li>●内容 特別支援学校通学児など障がいのある小中高生に放課後の活動場所を提供するため、<u>指定放課後等デイサービス事業所へ障害児通所給付費の支給</u>を行います。</li> <li>●所管課等 <u>障害福祉課</u></li> <li>●実施区分 <u>修正</u></li> </ul>	<p>○ 現在、児童デイサービス事業は放課後等デイサービス事業に制度変更されている。また、市内の提供事業所は障害者支援センター以外にも増加している。</p> <p>○ 放課後等デイサービスの利用者数は増加を続けており、障がいのある人やその家族等の支援に不可欠な制度となっているため内容は継続。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等																								
44	<p><b>施策の方向 2- (2) 就労の支援・促進</b></p> <p><b>【現状】</b></p> <p>就労することは、生活していくための糧や生きがいなどを得るための手段であるだけでなく、社会参加の最たるものの一つでもあると言え、障害者総合支援法およびそれに基づく国の基本指針などにおいても、特に力を入れて取り組んでいくべき事項と位置づけられてきました。</p> <p>本市では、就労支援員を配置して相談対応、関係機関訪問、定着支援等を実施し、障がいのある人の就労を支援していますが、市内における雇用の場は限られているのが現状です。</p> <p>また、民間事業者における障がい者雇用を促進するためには、<u>まず市役所および関連機関が率先して障がい者雇用を励行することが重要ですが、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）が改正され、平成 25 年 4 月 1 日から法定雇用率が、下記の表のように変わっています。</u></p> <table border="1" data-bbox="192 1070 866 1326"> <caption>障害者法定雇用率</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>法定雇用率 (平成 25 年 4 月 1 日～)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間企業</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>国および地方公共団体等</td> <td>2.3%</td> </tr> <tr> <td>都道府県等の教育委員会</td> <td>2.2%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	法定雇用率 (平成 25 年 4 月 1 日～)	民間企業	2.0%	国および地方公共団体等	2.3%	都道府県等の教育委員会	2.2%	<p><b>施策の方向 2- (2) 就労の支援・促進</b></p> <p><b>【現状】</b></p> <p>就労することは、生活していくための糧や生きがいなどを得るための手段であるだけでなく、社会参加の最たるものの一つでもあると言え、障害者総合支援法およびそれに基づく国の基本指針などにおいても、特に力を入れて取り組んでいくべき事項と位置づけられてきました。</p> <p>本市では、就労支援員を配置して相談対応、関係機関訪問、定着支援等を実施し、障がいのある人の就労を支援していますが、市内における雇用の場は限られているのが現状です。</p> <p>民間事業者における障がい者雇用を促進するためには、<u>市が率先して障がい者雇用を励行することが重要です。市では平成 30 年度から、市役所内に「チャレンジドオフィスしろい」を創設し、就労の場の提供と企業等への就職に向けた支援を行っています。</u></p> <p><u>一方、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）による法定雇用率は年々上昇しており、より一層の取組みが求められています。</u></p> <table border="1" data-bbox="981 1027 1883 1369"> <caption>障害者法定雇用率</caption> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>民間企業</th> <th>国および地方公共団体等</th> <th>都道府県等の教育委員会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25 年 4 月～</td> <td>2.0%</td> <td>2.3%</td> <td>2.2%</td> </tr> <tr> <td>H30 年 4 月～</td> <td>2.2%</td> <td>2.5% (H31 年度白井市実績 2.57%)</td> <td>2.4% (H31 年度白井市教委実績 3.66%)</td> </tr> <tr> <td>R3 年 4 月～</td> <td>2.3%</td> <td>2.6%</td> <td>2.5%</td> </tr> </tbody> </table>	時期	民間企業	国および地方公共団体等	都道府県等の教育委員会	H25 年 4 月～	2.0%	2.3%	2.2%	H30 年 4 月～	2.2%	2.5% (H31 年度白井市実績 2.57%)	2.4% (H31 年度白井市教委実績 3.66%)	R3 年 4 月～	2.3%	2.6%	2.5%	<p>○ チャレンジドオフィスしろいの開始を追記。</p> <p>○ 現行計画策定以降の法定雇用率の推移と、市における直近の実績値を追記。</p>
区分	法定雇用率 (平成 25 年 4 月 1 日～)																										
民間企業	2.0%																										
国および地方公共団体等	2.3%																										
都道府県等の教育委員会	2.2%																										
時期	民間企業	国および地方公共団体等	都道府県等の教育委員会																								
H25 年 4 月～	2.0%	2.3%	2.2%																								
H30 年 4 月～	2.2%	2.5% (H31 年度白井市実績 2.57%)	2.4% (H31 年度白井市教委実績 3.66%)																								
R3 年 4 月～	2.3%	2.6%	2.5%																								

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
44	<p>平成 25 年 4 月から障害者優先調達推進法が施行され、国、都道府県、市町村等による障害者就労施設等からの物品調達の推進などに関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、施設等が供給する物品等について需要の増進が図られています。本市では白井市障害者就労施設等からの物品等の調達方針を、毎年度制定しています。</p> <p>本市には障がいのある人の就労・自立に向けての訓練、また福祉的就労の場として平成 27 年度現在、就労継続支援 B 型事業所「みのり」・「ぼけっと」、自立訓練(生活訓練)施設「第 2 ぼけっと」があり、障がいのある人が就労したり就労訓練を受けたりしています。</p>	<p>平成 25 年 4 月から、<u>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律</u>（障害者優先調達推進法）が施行され、国、都道府県、市町村等は、<u>障害者就労施設等の受注の機会を増やすよう努めるとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための方針を作成しなければならないことと</u>されています。<u>この法律に基づき、本市では、「白井市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」</u>を毎年度制定しています。</p> <p>また、<u>障害福祉サービス事業所として、本市には、平成 31 年度末現在、就労に向けた訓練や就職後の定着支援を行う「就労移行支援・就労定着支援事業所」が 1 箇所、福祉的就労の場を提供し知識や能力の向上を図る「就労継続支援事業所」が 5 箇所あり、事業所ごとに特色のある支援を行っています。</u></p>	<p>○ 法律の内容説明を平易なものにした。</p> <p>○ 障害福祉サービス事業所の紹介については、箇所数が増えているため、就労系事業所の箇所数のみにとどめた。</p>
	<p><b>課題</b></p> <p>○ <u>民間事業所</u>や官公署における一般就労に向け、<u>今後、事業主への働きかけや公共職業安定所（ハローワーク）や他市町村との連携を図っての障がい当事者への情報提供など、関係機関と連携してよりいっそうの支援に取り組んでいく必要があります。</u></p>	<p><b>課題</b></p> <p>○ <u>企業</u>や官公署における一般就労に向けて、<u>事業主への働きかけ、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センターとの連携等により、就職先の確保に努めていく必要があります。</u></p>	<p>○ 連携先としての重要性は他市町村より障害者就業・生活支援センターのほうが高いため。</p> <p>○ 主な支援の内容を「就職先の確保」と具体化した。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
44	<p>○ <u>また、各種の職業訓練施設について障がいのある人への周知を行い、それら施設との連携を強化していくことも必要です。</u></p>	<p>○ <u>就労移行支援・就労定着支援事業所をはじめとする就労支援機関の利用を促進し、一般就労を目指す人に必要な知識・能力の向上の機会や、就職後の定着支援を提供していくことも必要です。</u></p>	<p>○ 内容の具体性を高めるため、就労に向けたトレーニングの場として身近な存在である就労移行支援を例示するとともに、就職後における職場定着のための支援も重要であることを示した。</p>
	<p>○ 障がいのある人の中には、<u>民間事業所</u>や官公署における一般就労が困難な人も少なくなく、そのため福祉的就労の場の整備・充実が重要な課題となっています。</p> <p>○ <u>市内の各就労支援事業所への支援を継続して活動内容・活動環境のいっそうの充実を図っていくこととともに、新たな事業所開設を支援・促進する施策等</u>が必要です。</p>	<p>○ 障がいのある人の中には、<u>企業</u>や官公署における一般就労が困難な人も少なくないため、福祉的就労の場の整備・充実も重要な課題となっています。<u>このため、市内での就労支援事業所の運営や新規開設を側面から支援し、活動内容・活動環境のいっそうの充実を図っていくことが必要です。</u></p>	<p>○ どちらも福祉的就労の場の整備に関する項目であるため統合した。</p> <p>○ 民営の事業所への金銭面等での直接的な支援は困難であるため、支援については「側面支援」とした。</p>



頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
46	<p>◇白井市の就労支援体制（イメージ）</p>	(削除)	<p>○ 平成 18 年度策定の前身計画から載っている図であり、就労をめぐる状況が多様化した現状をわかりやすく表せなくなっているため。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
45	<p>《主な取組み》 2-(2)-① 一般就労の促進 (通番49) ●施策・事業名 障がい者雇用への理解の促進 [重点取組非該当] ●内容 <u>障がい者雇用の義務、障がいのある人の職業の安定について中小企業等の事業主へ周知するとともに、各種支援・助成制度の活用や優遇措置についても周知</u>を図ります。 ●所管課等 <u>商工振興課</u> ●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>《主な取組み》 2-(2)-① 一般就労の促進 (通番49) ●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当] ●内容 <u>市地域自立支援協議会に就労支援部会を設置し、事業者も交えて議論することなどにより、障がい者雇用についての事業者の理解促進</u>を図ります。 ●所管課等 <u>障害福祉課</u> ●実施区分 <u>修正</u></p>	<p>○ 障がい者雇用の促進には雇用者の理解を得ていくことが不可欠であるが、市から企業等に直接周知できる機会は乏しいため、自立支援協議会等を活用した理解促進を中心とする。</p>
	<p>(通番50) ●施策・事業名 連携の推進・強化 [重点取組非該当] ●内容 国・県(公共職業安定所)との連携を推進・強化し、相談と情報提供など、<u>きめ細やかで親切かつ適切な対応</u>を図ります。また、特別支援学校、<u>職業訓練校</u>、事業主等の関係機関と連携することにより、相談や指導の<u>体制を支援</u>します。 ●所管課等 <u>商工振興課</u> ●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>(通番50) ●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当] ●内容 <u>公共職業安定所(ハローワーク)や障害者就業・生活支援センター</u>との連携を推進・強化し、相談と情報提供など、適切な対応を図ります。また、特別支援学校、<u>障害福祉サービス事業所</u>、事業主等の関係機関と連携することにより、相談や指導を行います ●所管課等 <u>障害福祉課 産業振興課</u> ●実施区分 <u>修正</u></p>	<p>○ 連携先機関の修正と、曖昧な修飾語の削除。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
45	<p>(通番 5 1)</p> <p>●施策・事業名 就労・生活支援機能の整備 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 <u>地域生活支援センターなど地域の核となる施設に相談支援事業を委託し、障がいのある人の就労に関する相談に生活全般の問題も含めて対応・調整できるよう、相談機能の充実を図ります。</u></p> <p>●所管課等 社会福祉課</p> <p>●実施区分 継続</p>	<p>(通番 5 1)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 障がいのある人の就労に関する相談に、生活全般の問題も含めて対応・調整できるよう、<u>市内委託相談事業所や障害者就業・生活支援センターとの連携</u>の充実を図ります。</p> <p>●所管課等 障害福祉課</p> <p>●実施区分 修正</p>	<p>○ 地域生活支援センターへ相談委託は必要ではあるものの、就労へ向けた生活全般の相談は、市内の委託相談事業所や、就業・生活支援センターとの連携の充実の方が現実的なため。</p>
	<p>(通番 5 2)</p> <p>●施策・事業名 一般就労の支援 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 就労支援員を設置し、一般就労に向けた<u>職場実習や体験の機会を提供</u>します。特に市役所での職場実習がより多くの部署で実施できるよう、研修等により、各課職員の理解の促進に努めます。</p> <p>●所管課等 社会福祉課</p> <p>●実施区分 継続</p>	<p>(通番 5 2)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 就労支援員を設置し、一般就労に向けた<u>相談に応じます。また、チャレンジドオフィスで知的障がい者・精神障がい者を雇用し業務を行うことで一般就労へ向けた支援を行い、特別支援学校の生徒や障害者就労支援事業所へ通所する人に対し職場実習の機会を提供</u>します。</p> <p>●所管課等 障害福祉課</p> <p>●実施区分 修正</p>	<p>○ H30 年度から実施しているチャレンジドオフィスを加えた。</p> <p>○ 市職員への研修は、障害者就労のためにとどまらず、より全体的な障害者差別解消の促進に必要であり、通番 65「職員等の研修機会の充実」で定めるため、本項目からは削除した。</p>
	<p>(通番 5 3)</p> <p>●施策・事業名 公共機関における障がい者雇用の推進 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 市役所、図書館などの公共施設において、障がいのある人の雇いを推進し、法定雇用率以上の雇用に努めます。</p> <p>●所管課等 総務課</p> <p>●実施区分 継続</p>	<p>(通番 5 3)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 (変更なし)</p> <p>●所管課等 総務課</p> <p>●実施区分 継続</p>	<p>○ 令和 2 年度策定予定の障害者活躍推進計画に基づき、障がい者雇いを推進していく必要があるため。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
45	<p>2-(2)-② 福祉的就労の促進 (通番54)</p> <p>●施策・事業名 <u>福祉施設の整備の推進</u> [重点取組非該当]</p> <p>●内容 <u>地域自立支援協議会と連携を図りながら、通所事業所の整備に努めるとともに、グループホーム、地域活動支援センター(地域生活支援センター)等の福祉施設の整備の支援を行います。</u></p> <p>●所管課等 <u>社会福祉課</u></p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>2-(2)-② 福祉的就労の促進 (通番54)</p> <p>●施策・事業名 <u>就労継続支援事業の利用促進</u> [重点取組非該当]</p> <p>●内容 <u>福祉的就労の機会を拡大するため、市福祉作業所における就労継続支援事業を運営するとともに、市内外の就労継続支援事業所の情報を積極的に提供し、利用を促進します。</u></p> <p>●所管課等 <u>障害福祉課</u></p> <p>●実施区分 <u>修正</u></p>	<p>○ 現行文では、グループホームや地域活動支援センター等、福祉施設の全般的な整備が含まれているが、本来の主旨を踏まえ対象を就労継続支援事業に一本化した。</p> <p>また、障害福祉サービス事業の施設確保は障害福祉計画で取り扱うことから、本計画では利用促進を主にすることとした。</p>
	<p>(通番55)</p> <p>●施策・事業名 「優先調達」の推進 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 白井市障害者就労施設等からの物品等の調達方針の内容を、調達実績とともに公表します。また、市の各部課に市内就労施設等が供給できる物品等について情報提供し、物品等調達額の増加に努めます。</p> <p>●所管課等 <u>社会福祉課</u></p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>(通番55)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 (変更なし)</p> <p>●所管課等 <u>障害福祉課</u></p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>○ 継続的に行い定着を図る必要があるため。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
47	<p>施策の方向 2- (3) 各種活動の支援・促進</p> <p>【現状】</p> <p>人の生活の質を向上させるうえで、スポーツ・レクリエーション、文化芸術等にふれる余暇活動は重要な役割を果たしますが、<u>現在、障がいのある人のスポーツ活動については、梨マラソン大会への特別支援学校の生徒の参加や県の障害者スポーツ大会への参加などがあり、また県内初の障害児者のためのスポーツクラブ「しろいチャレンジド・スポーツクラブ」も開始されています。</u></p>	<p>施策の方向 2- (3) 各種活動の支援・促進</p> <p>【現状】</p> <p>人の生活の質を向上させるうえで、スポーツ・レクリエーション、文化芸術等にふれる余暇活動は重要な役割を果たします。<u>現在、障がいのある人のスポーツ活動への支援については、千葉県障害者スポーツ大会の参加募集・運営補助や、障がいの有無にかかわらず軽スポーツやレクリエーションを通じた交流を促進する「ふれあい広場チャレンジパーソンズスポーツ」の開催などがあり、また、国のスポーツ基本計画に基づき、地域住民が自主的に運営する総合型地域スポーツクラブとしては県内初の障がい児者のためのクラブである「しろいチャレンジド・スポーツクラブ」も活動しています。</u></p>	<p>○ 梨マラソンへの特別支援学校生徒の招へい等は現在には行っていない。一方で、チャレンジパーソンズスポーツの開催が載っていないため追記。</p> <p>○ 「しろいチャレンジド・スポーツクラブ」の大枠となる総合型地域スポーツクラブの概要を追記。</p>
	<p>文化活動に関しては、<u>文化会館やプラネタリウム館に車いす席などを設けているほか、図書館では障がいのある人へ資料の無料郵送や宅配、貸し出し期間延長などの柔軟なサービスを行っています。</u></p>	<p>文化活動への支援に関しては、<u>千葉県身体障害者作品展への出展募集・補助や、市保健福祉センターロビーでの書画・陶芸等の作品展示等を行っています。また、図書館では障がいのある人へ資料の郵送や宅配、貸し出し期間延長などの柔軟なサービスを行っています。</u></p>	<p>○ 車いす席の設置は文化活動の支援とは言い難い。また、公共施設のバリアフリーについては 3- (2) 「バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進」で取扱う。</p>
	<p><u>また、障がいのある人が社会や地域に完全に参加しているとはまだ言い難いのが現状であり、例えば、肢体不自由者や視覚障がい者、聴覚障がい者などは、その障がいによって外出や情報の収集、コミュニケーションの確保に大きなハンディキャップを抱えています。</u></p>	<p><u>障がいのある人が、スポーツや芸術、地域活動等に積極的に参加していくためには、障がいの種類や程度に応じた支援が必要です。例えば、肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がいがある人などは、外出、情報収集、コミュニケーションの確保等に大きなハンディキャップを抱えており、これらについての支援が適切に行われる必要があります。市では、福祉タクシー事業、福祉車両「ゆうあい号」の貸出し、コミュニティバス「ナッシー号」の運行、障害福祉サービスによる同行援護、地域生活支援事業による手話通訳派遣や移動支援、市社会福祉協議会への委託による外出支援サービス等を行っています。</u></p>	<p>○ 外出・コミュニケーションに関する直接的な支援については、本項と後記 3- (2) に分散してしまっているため、本項に集約する。また、これらの支援を本項で取扱うことに関して、前文からの自然な流れができるよう書き出しを改めた。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
47	<p>障がいのある人にとって、<u>障がい関連</u>団体の存在は、<u>相談・情報提供の場</u>、<u>支えあい・助けあいの場</u>、<u>レクリエーションや社会参加の場</u>として果たす役割が大きく、<u>かけがえのないものとなっております</u>、<u>障がいのある人やその家族が運営している各種当事者団体</u>活動への支援も重要です。平成27年度現在、市内には身体障害者友の会「<u>にこにこ</u>」、「<u>心身障害児者父母の会</u>」、「<u>聴覚障害者友の会</u>」、「<u>視覚障がい者の「あゆみの会</u>」、「<u>発達障がい児の親の会「いちごの会</u>」、「<u>精神障害者家族会「しらゆりの会</u>」などがあります。</p>	<p>障がいのある人にとって、<u>当事者やその家族等によって運営される</u>団体の存在は、<u>相談、情報交換</u>、<u>支えあい・助けあい</u>、<u>レクリエーションや社会参加の場</u>として果たす役割が大きく、<u>かけがえのないものとなっていることから、これらの団体の活動への支援も重要です</u>。平成31年度末現在、市内には、「<u>白井市身体障害者友の会「にこにこ</u>」、「<u>白井市手をつなぐ育成会</u>」、「<u>白井市聴覚障害者協会（友の会）</u>」、「<u>白井市視覚障害者白井あゆみの会</u>」、「<u>市子ども発達センター利用児の保護者による「いちごの会</u>」、「<u>精神障がいのある人の家族による「しらゆりの会</u>」などの<u>団体があり、それぞれの目的に応じた特色のある活動が行われています</u>。</p>	<p>○ 主語が「障がい関連団体」では対象が曖昧であるため具体的に記載。 また、団体名等を現状に則して修正。</p>
	<p><b>課題</b></p> <p>○ <u>引き続き、すべての人が気軽に参加できるよう、スポーツ・文化等の活動の充実、サークル活動などの自主的な活動への支援が必要です</u>。</p>	<p><b>課題</b></p> <p>○ <u>さまざまな障がいのある人が、スポーツや文化活動などにできる限り気軽に参加できるよう、活動メニューの充実や、サークル活動などの自主的な活動への支援を継続していくことが必要です</u>。</p>	<p>○ 上記【現状】の順序に合わせて課題の順序も入替えた。 ○ 現行文の「すべての人が気軽に」の記述は現実を直視していないとも受け取れるため修正。</p>

<p>○ <u>障がいのある人などの日常生活の利便性の向上を図り、自立と社会参加を促進するために、障がいのある人などが迅速かつ的確に情報を収集しコミュニケーション手段を確保できる環境づくりと、外出・移動手段の整備が、重要な課題であり続けます。</u></p> <p>○ <u>ICTの急速な進展により、障がいのある人も自宅などにいながら世界とつながり、他者とコミュニケーションをとって必要な情報の収集や発信を行うことが可能になっているため、それに対応して、ICT技術の向上やパソコンを利用するための支援等が必要となっています。</u></p>	<p>○ <u>障がいのある人の各種活動の機会を増やし、社会参加を促進するためには、情報を滞りなく的確に把握し、コミュニケーションをとれることや、外出・移動手段の確保することが必要であり、これらについての支援を障がいの種類や程度に応じて適切に行っていくことは重要な課題です。特に、コミュニケーションについては、急速に進化する情報コミュニケーション技術を活用できるような支援が必要となっています。</u></p>	<p>○ 情報技術の活用はコミュニケーション支援の一環として捉えられるため項目を統合。</p> <p>○ 「ICT」という用語はわかりづらいため日本語に置換え。また、スマホの普及等、利用手段は多様化しているため、パソコン利用の支援を特に例示することは取止め。</p>
<p>○ <u>計画策定に向けた障がい者団体懇話会においては、各障がい関連団体の新規会員の獲得が困難で会員数が減少していること等が共通の課題として挙げられており、本市では今後とも、いっそうの活性化につながる支援を行っていく必要があります。</u></p>	<p>○ <u>障がいのある人やその家族等による団体については、新規加入者の減少や会員の高齢化などによる会員数の減少に苦慮しているケースもあることから、団体活動の活性化につながる支援を継続的に行っていく必要があります。</u></p>	<p>○ 障がい者団体懇話会は、前身計画策定時の実施事項であるため削除。</p> <p>○ 会員数減少の理由として、今回のヒアリングの結果をもとに、会員の高齢化を加えた。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
48	<p>《主な取組み》</p> <p>2-(3)-① 外出、コミュニケーション支援施策の推進 (通番56)</p> <p>●施策・事業名 外出支援対策の推進 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 障がいのある人の外出機会を拡大するため、福祉タクシー事業や地域生活支援事業の移動支援事業・意思疎通支援事業の推進のほか、福祉車両の貸し出しや通院の送迎など地域のニーズに合ったサービスの推進を図ります。</p> <p>●所管課等 <u>社会福祉課</u> 社会福祉協議会</p> <p>●実施区分 継続</p>	<p>《主な取組み》</p> <p>2-(3)-① 外出、コミュニケーション支援施策の推進 (通番56)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 (変更なし)</p> <p>●所管課等 <u>障害福祉課</u> 社会福祉協議会</p> <p>●実施区分 継続</p>	<p>○ 引き続き利用者ニーズの把握に務め、事業を行っていく必要があるため。</p>
	<p>(なし)</p>	<p><u>(通番57)</u></p> <p>●<u>施策・事業名</u> <u>コミュニティバスの継続的な運行</u> [重点取組非該当]</p> <p>●<u>内容</u> <u>障がいのある人を含めた交通弱者の日常生活における移動手段等を確保するため、コミュニティバスの充実を図りながら継続的に運行します。</u></p> <p>●<u>所管課等</u> <u>都市計画課</u></p> <p>●<u>実施区分</u> <u>修正</u></p>	<p>○ 路線バスが運行していない区域などの交通不便地域の解消や、交通弱者の移動手段の確保等のため、継続した運行が必要。</p> <p>○ 現行計画では施策 3-(2)-①「外出環境の整備(福祉のまちづくり)」(通番75)にあるが、移動に係る支援として本施策に移動。</p> <p>○ また、白井市地域公共交通網形成計画での表記に合わせ、「循環バス」を「コミュニティバス」に修正。</p>

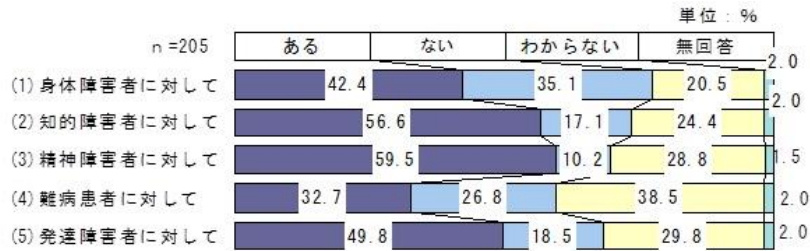
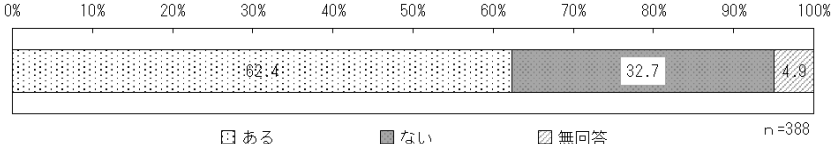



頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
48	<p>(通番 <u>57</u>)</p> <p>●施策・事業名 多様な活動機会の提供 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 障がいのある人のニーズに合わせて<u>コミュニケーション支援</u>の事業、ボランティア活動などを活用して<u>ガイドヘルパー</u>、手話通訳者等<u>介助者・支援者</u>を派遣し、さまざまな活動に参加する機会の提供を図ります。</p> <p>●所管課等 <u>社会福祉課</u> 社会福祉協議会</p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>(通番 <u>58</u>)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 障がいのある人のニーズに合わせて、<u>障害福祉サービスによる同行援護、地域生活支援事業の意思疎通支援</u>事業、ボランティア活動などを活用して、<u>支援員</u>や手話通訳者等を派遣し、さまざまな活動に参加する機会の提供を図ります。</p> <p>●所管課等 <u>障害福祉課</u> 社会福祉協議会</p> <p>●実施区分 <u>修正</u></p>	<p>○ ガイドヘルパー派遣事業から同行援護への移行、コミュニケーション支援事業から意思疎通支援事業への制度変更等を反映。</p>
	<p>2-(3)-② スポーツ・文化芸術活動等の促進 (通番 <u>58</u>)</p> <p>●施策・事業名 スポーツ・文化等活動の支援・促進 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 障がいのある人も気軽に参加しやすい行事、講座、教室など障がいのある人のスポーツ・文化芸術・レクリエーション活動を支援・促進し、<u>指導者の育成、施設</u>のバリアフリー化、<u>学校体育施設の開放、サークル活動への参加相談、援助者の配置、外出の支援</u>など障がいのある人の<u>社会参加・利用促進</u>を図ります。</p> <p>●所管課等 生涯学習課 <u>文化課</u> <u>社会福祉課</u> <u>保育課</u></p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>2-(3)-② スポーツ・文化芸術活動等の促進 (通番 <u>59</u>)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 障がいのある人も気軽に参加しやすい行事・講座・<u>教室の開催、指導者の育成、学校体育施設の開放、サークル活動への参加相談</u>など<u>を行い</u>、障がいのある人のスポーツ・文化芸術・レクリエーション活動を支援・促進します。</p> <p>●所管課等 <u>障害福祉課</u> 生涯学習課</p> <p>●実施区分 <u>修正</u></p>	<p>○ 「援助者の配置、外出の支援等」は通番 57 (<u>見直し後の通番 58</u>)「多様な活動機会の提供」で、また、「施設のバリアフリー化」は、通番 72「公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進」で取り上げているため、本項目からは削除。</p>

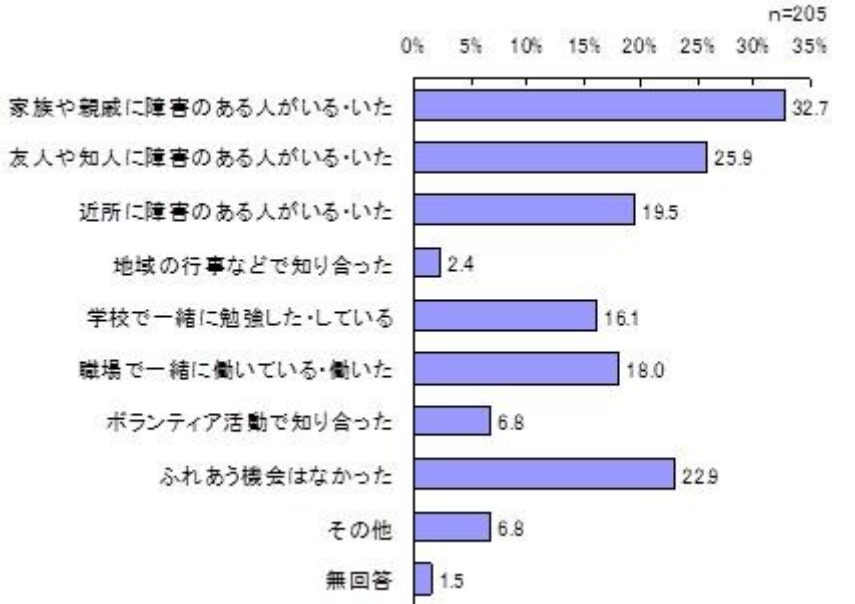
頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
48	<p>(通番 <b>59</b>)</p> <p>●施策・事業名 「ふれあい広場チャレンジパーソンスポーツ」の推進</p> <p>[重点取組非該当]</p> <p>●内容 市と他団体との共同で開催している「ふれあい広場チャレンジパーソンスポーツ」への障がい当事者の参加を促進し、社会参加の実現を図ります。</p> <p>●所管課等 <u>社会福祉課</u></p> <p>●実施区分 継続</p>	<p>(通番 <b>60</b>)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし)</p> <p>[重点取組非該当]</p> <p>●内容 (変更なし)</p> <p>●所管課等 <u>障害福祉課</u></p> <p>●実施区分 継続</p>	<p>○ 定期的に開催し定着を図る必要があるため。</p>
	<p>2-(3)-③ 当事者団体等の育成・支援</p> <p>(通番 <b>60</b>)</p> <p>●施策・事業名 障がい者団体の育成・支援</p> <p>[重点取組非該当]</p> <p>●内容 <u>身体障害者福祉</u>センター、地域福祉センターを中心として、障がい者関連団体の活動の場の提供や育成を図ります。</p> <p>●所管課等 <u>社会福祉課</u> <u>社会福祉協議会</u></p> <p>●実施区分 継続</p>	<p>2-(3)-③ 当事者団体等の育成・支援</p> <p>(通番 <b>61</b>)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし)</p> <p>[重点取組非該当]</p> <p>●内容 <u>障害者地域活動支援</u>センター、地域福祉センターを中心として、障がい者関連団体の活動の場の提供や育成を図ります。</p> <p>●所管課等 <u>障害福祉課</u></p> <p>●実施区分 <u>修正</u></p>	<p>○ センター名称の変更を反映。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
48	<p>(通番 <u>6 1</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 団体間のネットワークづくりの支援 [重点取組非該当]</li> <li>●内容 当事者団体相互の連携の強化とネットワークづくりを支援します。</li> <li>●所管課等 <u>社会福祉課</u></li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>(通番 <u>6 2</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</li> <li>●内容 (変更なし)</li> <li>●所管課等 <u>障害福祉課</u></li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>○ 継続的に行い定着を図っていく必要があるため。</p>
	<p>(通番 <u>6 2</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 <u>家族への支援</u> [重点取組非該当]</li> <li>●内容 <u>障がいのある人の家族について、団体に属しているかいないかにかかわらず、相談等、支援に努めます。</u></li> <li>●所管課等 <u>社会福祉課</u></li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>(削除)</p>	<p>○ 家族への支援としては、正しい知識の情報提供等が重要となるが、現行文では内容が曖昧であることと、この施策に記載している理由が不明であることから、施策 1-(1)-③「情報提供の充実」(見直し後の通番 <b>15</b>) に移動し、内容も修正する。</p>

『第4章 3 快適で人にやさしいまちづくりの推進』

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等																																																				
49	<p>施策の方向 3- (1) 福祉活動の促進</p> <p>【現状】</p> <p>本市においては、市民に向けてさまざまな形で充実した<b>広報・啓発・普及活動を行うよう努めています</b>が、社会における障がいのある人への<b>理解はまだ不十分で、意識上の障壁(バリア)が存在しており、「心のバリアフリー」が達成されたとは言い難い状況です。</b></p> <p>【[参考] 障がいのある人への差別・偏見があると思うか】</p>  <table border="1" data-bbox="174 794 981 1045"> <caption>単位：%</caption> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>ある</th> <th>ない</th> <th>わからない</th> <th>無回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 身体障害者に対して</td> <td>42.4</td> <td>35.1</td> <td>20.5</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>(2) 知的障害者に対して</td> <td>56.6</td> <td>17.1</td> <td>24.4</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>(3) 精神障害者に対して</td> <td>59.5</td> <td>10.2</td> <td>28.8</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>(4) 難病患者に対して</td> <td>32.7</td> <td>26.8</td> <td>38.5</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>(5) 発達障害者に対して</td> <td>49.8</td> <td>18.5</td> <td>29.8</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table>	対象	ある	ない	わからない	無回答	(1) 身体障害者に対して	42.4	35.1	20.5	2.0	(2) 知的障害者に対して	56.6	17.1	24.4	2.0	(3) 精神障害者に対して	59.5	10.2	28.8	1.5	(4) 難病患者に対して	32.7	26.8	38.5	2.0	(5) 発達障害者に対して	49.8	18.5	29.8	2.0	<p>施策の方向 3- (1) 福祉活動の促進</p> <p>【現状】</p> <p>障害者手帳を所持しない人への平成 31 年度のアンケート結果では、<b>地域社会の中において障がいのある人に対する意識等に「特別なへだたり」があると思う人が6割以上を占めており、その理由としては「障がいのある人を特別視する風潮がある」が最も多くなっています。</b>このように、社会における障がいのある人への意識上の障壁(バリア)は<b>未だ存在しており、「心のバリアフリー」が達成されたとは言い難い状況になっています。</b></p> <p>問 地域社会の中で、障がいのある人に対する意識等に、特別なへだたりがあると思いますか。</p>  <table border="1" data-bbox="1041 821 1870 965"> <thead> <tr> <th>回答</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ある</td> <td>62.4</td> </tr> <tr> <td>ない</td> <td>32.7</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>4.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>問 前問で「ある」と答えた理由</p>  <table border="1" data-bbox="1041 1045 1870 1173"> <thead> <tr> <th>理由</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がいのある人を特別視する風潮がある</td> <td>35.1</td> </tr> <tr> <td>障がいのある人に配慮した施設がない</td> <td>17.4</td> </tr> <tr> <td>障がいのある人とふれあう機会がない</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>障がいのある人を援護する精神が社会に育っていない</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>わからない</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>24.0</td> </tr> </tbody> </table>	回答	割合	ある	62.4	ない	32.7	無回答	4.9	理由	割合	障がいのある人を特別視する風潮がある	35.1	障がいのある人に配慮した施設がない	17.4	障がいのある人とふれあう機会がない	2.9	障がいのある人を援護する精神が社会に育っていない	2.5	わからない	1.7	無回答	24.0	<p>○ 障がいのある人への意識上の障壁が残っていることを具体的に示す事例に置換え。</p>
対象	ある	ない	わからない	無回答																																																			
(1) 身体障害者に対して	42.4	35.1	20.5	2.0																																																			
(2) 知的障害者に対して	56.6	17.1	24.4	2.0																																																			
(3) 精神障害者に対して	59.5	10.2	28.8	1.5																																																			
(4) 難病患者に対して	32.7	26.8	38.5	2.0																																																			
(5) 発達障害者に対して	49.8	18.5	29.8	2.0																																																			
回答	割合																																																						
ある	62.4																																																						
ない	32.7																																																						
無回答	4.9																																																						
理由	割合																																																						
障がいのある人を特別視する風潮がある	35.1																																																						
障がいのある人に配慮した施設がない	17.4																																																						
障がいのある人とふれあう機会がない	2.9																																																						
障がいのある人を援護する精神が社会に育っていない	2.5																																																						
わからない	1.7																																																						
無回答	24.0																																																						

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
49	<p>また、障がいのある人が<u>地域自立生活を続ける上では、保健・医療・福祉サービスの担い手とともに、ボランティアやNPOによる支えが不可欠</u>になっています。</p>	<p>また、障がいのある人が<u>生活していくうえで、現在では、交流、話し相手、配食、外出といった多様な分野の支援活動がボランティアによって提供されています。ボランティア活動には、公的サービスとは異なり、提供者と利用者の区別のない仲間関係が醸成されやすいという特徴があるほか、災害時支援の取組みなど、活動内容と担い手の裾野が広がっており、保健・医療・福祉等の公的サービスと並び、不可欠な存在</u>になっています。</p>	<p>○ ボランティアが不可欠となっている背景を追記。 ○ NPO は、どちらかといえば公的サービス部門で多くの役割を担っているため記述から外した。</p>
	<p><b>課題</b> ○ 「障がいのある人もない人も<u>ともに生き</u>る地域づくりの実現のため、障がいや障がいのある人についての正しい理解と認識の定着を促進していくことが必要です。</p>	<p><b>課題</b> ○ 障がいのある人もない人も<u>共に生きる</u>地域の実現に向けて、障がいや、障がいのある人についての正しい理解と認識の定着を促進していくため、「広報しろい」や社会福祉協議会が発行している「社協しろい」をはじめ、ホームページ、パンフレット類の窓口配布など、多様な方法により、市民への広報・啓発を積極的、継続的に行っていく必要があります。</p>	<p>○ 現行文の1項目目は具体性に乏しいため、2項目目と統合。</p>
	<p>○ <u>特に、精神障がい者や難病患者のほか、平成22年の「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(通称：整備法)」の制定等により障がい者の範囲に含まれることが明示された発達障がい者、高次脳機能障がい者等</u>に関しても正しい理解を深めるよう留意する必要があります。</p>	<p>○ <u>障がいの有無は、見た目でわかる場合もありますが、知的障がい、精神障がい、難病や、身体障がいのうち内部障がい、聴覚障がいなど、外見ではわからない障がい等が多くあります。また、近年は、発達障がいや高次脳機能障がいなどの認知が進んできているほか、医療的ケア児・者や重症心身障がい児・者などへの支援の必要性も注目されています。このような障がいの多様性に十分留意したうえで、正しい理解を広めるよう、地道に努めていく</u>必要があります。</p>	<p>○ 現行文で、精神障がい、難病、発達障がい、高次脳機能障がいのみが例示されている理由が不明確なため、「障がいの多様性を踏まえて理解に努めること」の必要性を課題として捉えることとした。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等																																																																
49	<p>○ アンケート調査では、「障がいのない市民調査」における、<u>今までの日常生活の中での障がいのある人との交流の経験についての質問（*複数回答）の結果で、「ボランティア活動で知り合った」という回答が6.8%となっており</u>、ボランティア活動が障がいのある人とない人のふれあいのきっかけにもなっていることがうかがえます。こうしたことから、ボランティアの育成、地域におけるボランティア活動体制の強化などの取組みをさらに進めていくこと、さらには <u>NPO 活動への支援・促進も必要</u> になっています。</p> 	<p>○ <u>障害者手帳を所持しない人へのアンケート結果では、障がいのある人との交流の経験について、「ボランティア活動で知り合った」という回答が平成26年度は6.8%、平成31年度は4.9%あり</u>、ボランティア活動が、障がいのある人と交流するきっかけの一つにもなっていることがうかがえます。こうしたことから、ボランティアの育成、地域におけるボランティア活動体制の強化などの取組みをさらに進めていくことが必要になっています。</p> <p>問 今までに障がいのある人と交流した機会（複数回答）</p> <table border="1" data-bbox="1064 718 1825 1204"> <thead> <tr> <th rowspan="2">回答</th> <th colspan="2">H26</th> <th colspan="2">H31</th> </tr> <tr> <th>回答数</th> <th>割合</th> <th>回答数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家族や親戚に障害のある人がいる・いた</td> <td>67</td> <td>32.7%</td> <td>114</td> <td>29.4%</td> </tr> <tr> <td>友人や知人に障害のある人がいる・いた</td> <td>53</td> <td>25.9%</td> <td>82</td> <td>21.1%</td> </tr> <tr> <td>近所に障害のある人がいる・いた</td> <td>40</td> <td>19.5%</td> <td>65</td> <td>16.8%</td> </tr> <tr> <td>地域の行事などで知り合った</td> <td>5</td> <td>2.4%</td> <td>6</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>学校で一緒に勉強した・している</td> <td>33</td> <td>16.1%</td> <td>69</td> <td>17.8%</td> </tr> <tr> <td>職場で一緒に働いている・働いた</td> <td>37</td> <td>18.0%</td> <td>64</td> <td>16.5%</td> </tr> <tr> <td>ボランティア活動で知り合った</td> <td>14</td> <td>6.8%</td> <td>19</td> <td>4.9%</td> </tr> <tr> <td>ふれあう機会はなかった</td> <td>47</td> <td>22.9%</td> <td>98</td> <td>25.3%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>14</td> <td>6.8%</td> <td>26</td> <td>6.7%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>3</td> <td>1.5%</td> <td>11</td> <td>2.8%</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>205</td> <td></td> <td>388</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	回答	H26		H31		回答数	割合	回答数	割合	家族や親戚に障害のある人がいる・いた	67	32.7%	114	29.4%	友人や知人に障害のある人がいる・いた	53	25.9%	82	21.1%	近所に障害のある人がいる・いた	40	19.5%	65	16.8%	地域の行事などで知り合った	5	2.4%	6	1.5%	学校で一緒に勉強した・している	33	16.1%	69	17.8%	職場で一緒に働いている・働いた	37	18.0%	64	16.5%	ボランティア活動で知り合った	14	6.8%	19	4.9%	ふれあう機会はなかった	47	22.9%	98	25.3%	その他	14	6.8%	26	6.7%	無回答	3	1.5%	11	2.8%	全体	205		388		<p>○ H31 年度のアンケート結果を追記。</p> <p>○ NPO は、どちらかといえば公的サービス部門で多くの役割を担っているため記述から外した。</p>
回答	H26			H31																																																															
	回答数	割合	回答数	割合																																																															
家族や親戚に障害のある人がいる・いた	67	32.7%	114	29.4%																																																															
友人や知人に障害のある人がいる・いた	53	25.9%	82	21.1%																																																															
近所に障害のある人がいる・いた	40	19.5%	65	16.8%																																																															
地域の行事などで知り合った	5	2.4%	6	1.5%																																																															
学校で一緒に勉強した・している	33	16.1%	69	17.8%																																																															
職場で一緒に働いている・働いた	37	18.0%	64	16.5%																																																															
ボランティア活動で知り合った	14	6.8%	19	4.9%																																																															
ふれあう機会はなかった	47	22.9%	98	25.3%																																																															
その他	14	6.8%	26	6.7%																																																															
無回答	3	1.5%	11	2.8%																																																															
全体	205		388																																																																

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
50	<p>《主な取組み》</p> <p>3-(1)-① 啓発活動の充実 (通番63)</p> <p>●施策・事業名 理解の啓発推進 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 市民に障がいや障がいのある人への理解のための情報を、広報紙、ホームページ等への掲載や講演会・研修会等の開催、福祉サマースクールなどによって提供し、理解についての普及啓発の推進を図ります。</p> <p>●所管課等 <u>社会福祉課</u> <u>保健福祉相談室</u> <u>子育て支援課</u> <u>健康課</u> 社会福祉協議会</p> <p>●実施区分 継続</p> <hr/> <p>(通番64)</p> <p>●施策・事業名 障害者週間行事の開催 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 障害者週間(12月3日～9日)に合わせて、障害者週間行事の開催に取り組みます。</p> <p>●所管課等 <u>社会福祉課</u></p> <p>●実施区分 継続</p> <hr/> <p>(通番65)</p> <p>●施策・事業名 職員等の研修機会の充実 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 職員および教職員を対象とした、障がい・障がいのある人に関する研修への参加の機会を設け、その充実を図ります。</p> <p>●所管課等 総務課 <u>社会福祉課</u> <u>教育センター室</u></p> <p>●実施区分 継続</p>	<p>《主な取組み》</p> <p>3-(1)-① 啓発活動の充実 (通番63)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 (変更なし)</p> <p>●所管課等 <u>障害福祉課</u> 社会福祉協議会</p> <p>●実施区分 継続</p> <hr/> <p>(通番64)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 (変更なし)</p> <p>●所管課等 <u>障害福祉課</u></p> <p>●実施区分 継続</p> <hr/> <p>(通番65)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 (変更なし)</p> <p>●所管課等 総務課 <u>障害福祉課</u> <u>教育支援課</u></p> <p>●実施区分 継続</p>	<p>○ 多様な媒体を使って、定期的に情報を周知し、理解や関心を深める必要があるため。</p> <hr/> <p>○ 定期的に行う必要があるため。</p> <hr/> <p>○ 令和2年度策定予定の「障害者活躍推進計画」に基づき、障がい者雇用を推進していく必要があるため。また、障害者差別解消法職員対応要領でも職員理解の研修を謳っているため。</p> <p>○ 学校においては、特別支援教育の充実のためには教職員への啓発と資質向上が必要であり、その手段として研修の実施は不可欠なため。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
	<p>(通番 6 6)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 障がい者理解の促進〔再掲〕 〔重点取組非該当〕</li> <li>●内容 小中学校において、障がい者理解のため、ボランティア活動や福祉活動などの充実を図るとともに、障がい者理解の学習や障がいのある人との交流教育を進めるなどの福祉教育を推進します。</li> <li>●所管課等 <u>学校教育課 教育センター室</u></li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>(通番 6 6)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 (変更なし) 〔重点取組非該当〕</li> <li>●内容 (変更なし)</li> <li>●所管課等 <u>教育支援課</u></li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>○ 福祉活動の充実や福祉教育の推進によって、障がい者への正しい理解と認識の定着を促進するため。</p> <p>※通番 46 の再掲</p>
	<p>3-(1)-② ボランティア、<u>NPO</u>活動の促進 (通番 6 7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 ボランティアセンター活動の強化 〔重点取組非該当〕</li> <li>●内容 ボランティア活動や福祉NPO活動を支援するとともに、ボランティアを必要とする人との間をつなぐボランティアセンターの充実を図ります。</li> <li>●所管課等 社会福祉協議会</li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>3-(1)-② ボランティア活動の促進 (通番 6 7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 (変更なし) 〔重点取組非該当〕</li> <li>●内容 (変更なし)</li> <li>●所管課等 社会福祉協議会</li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>○ センター機能の充実を図るためにも、協力団体への支援が必要不可欠であるため。</p>



頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
50	<p>(通番68)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 ボランティアの育成 [重点取組非該当]</li> <li>●内容 ボランティアセンターなどにおいて障がいのある人とのコミュニケーションの方法、人権擁護意識についての学習等専門的な研修等を行い、多様なニーズに対応できるようボランティアの育成を図ります。また、活動しやすい環境づくりを進めながら、組織的な活動になっていくように支援し、地域に根づいた継続的な活動の促進を図ります。</li> <li>●所管課等 社会福祉協議会 <u>社会福祉課</u></li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>(通番68)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</li> <li>●内容 (変更なし)</li> <li>●所管課等 社会福祉協議会 <b>障 害福祉課</b></li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>○ 必要なボランティアを確保するために継続的な育成プログラムが必要のため。</p>
	<p>(通番69)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 ボランティア情報の充実 [重点取組非該当]</li> <li>●内容 広報紙「社協しろい」やホームページ、ボランティアセンター情報紙で障がい者ニーズ等の紹介を行い、住民啓発とボランティア登録者の増強を図ります。また、手話・朗読等の障がい者関連の各種講座の開催につき、広く情報提供を図ります。</li> <li>●所管課等 社会福祉協議会</li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>(通番69)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</li> <li>●内容 (変更なし)</li> <li>●所管課等 社会福祉協議会</li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>○ 周知・啓発を積極的に行うことでボランティアに関する関心を高めていくため。</p>
	<p>(通番70)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の促進 [重点取組非該当]</li> <li>●内容 地区社会福祉協議会(市内7地区)による「いきいきサロン」など、地域の特性を活かした地域ぐるみ福祉ネットワークの促進を図ります。</li> <li>●所管課等 社会福祉協議会 <u>社会福祉課</u></li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>(通番70)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</li> <li>●内容 (変更なし)</li> <li>●所管課等 社会福祉協議会</li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>○ 各小学校区単位を範囲とした地区社協活動が地域福祉で果たす役割は大きく、いきいきサロンを始めとしたさまざまな事業が地域の安心につながっているため。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
52	<p>施策の方向 3-(2) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進</p> <p>【現状】</p> <p>本市では、バリアフリー<u>新法(*通称)</u>や千葉県福祉のまちづくり条例等に基づいて、歩道の段差・勾配改良や視覚障がい者誘導ブロックなどの整備、学校施設の耐震等改修、パトロールによる歩道の点検、鉄道事業者と協力しての白井駅・西白井駅の整備などを<u>図っています。</u></p> <p><u>また、福祉タクシー事業、福祉車両「ゆうあい号」の貸し出し、地域生活支援事業の移動支援事業、社会福祉協議会が行う外出支援サービス、ガイドヘルパー派遣などにより障がいのある人の移動手段の確保を図っているところ</u>です。</p>	<p>施策の方向 3-(2) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進</p> <p>【現状】</p> <p>本市では、<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)</u>や千葉県福祉のまちづくり条例等に基づいて、歩道の段差・勾配改良や視覚障がい者誘導ブロックなどの整備、学校施設の耐震等改修、パトロールによる歩道の<u>安全点検</u>、鉄道事業者と協力しての白井駅・西白井駅の整備などを<u>行ってきました。</u><u>平成30年度に使用を開始した新市庁舎では、段差の解消、議場への車いす席の設置、障がい対応エレベーター・多目的トイレの設置など、旧庁舎で不足していたバリアフリー設備を導入しています。</u></p>	<p>○ 新市庁舎整備での取組みを書き増した。また、移動やコミュニケーションに関する当事者支援については、2-(3)「各種活動の支援・促進」に移した。</p>
	<p>課題</p> <p>○ <u>障がいのある人が安全に毎日を送り、社会のあらゆる分野に参加し活動するためには、さまざまな物理的障壁(バリア)を取り除いていくこと、またそもそもはじめから障壁をつくらないようなまちづくりを進めていくことが基本的条件となることから、障がいのある人をはじめ「すべての人にやさしいまち」、「誰にでも公平に使用でき、年齢や能力に関わりなくすべての人が住みやすい福祉のまち」づくりを進めていくことが必要</u>です。</p>	<p>課題</p> <p>○ 障がいの<u>有無、年齢、能力等にかかわらず誰でも公平に使用でき、すべての人が住みやすい福祉のまちづくりを進めていくための基本的条件として、さまざまな物理的障壁(バリア)を取り除いていくこと、またそもそもはじめから障壁をつくらないまちづくりを進めていくことが必要</u>です。</p>	<p>○ 本項目の主旨は、既存の物理的障壁の除去と、新たな障壁をつくらないことと捉えて文脈を整理した。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
52	<p>○ バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点から市内にある建築物、道路、公園、住宅等をみた場合、まだ十分とは言えず、今後も引き続き、千葉県福祉のまちづくり条例および施行規則等の普及に努めるとともに、市全体でバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進を図っていく必要があります。</p>	<p>○ 障がいのある人の生活の場全体を見渡してバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進を図っていくため、公共の施設、事業所、道路、公園等での対応にとどまらず、住宅におけるバリアフリー化などの施策を推進していく必要があります。</p>	<p>○ 公共施設等だけでなく、住まいのバリアフリー・ユニバーサルデザインの普及も必要であることを主旨と捉えた。</p>
	<p>○ <u>ハード面の環境を整備していくこととともに、障がいのある人などの外出・移動手段の整備を推進するソフト面の支援施策</u>も必要とされています。</p>	<p>○ <u>ハード面におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインを推進していくのと併せて、障がいのある人等が安心して施設等を利用できるための維持管理や、だれもが利用しやすい交通手段の確保など、ソフト面での環境整備</u>も必要とされています。</p>	<p>○ 移動に関する当事者支援は2-(3)「各種活動の支援・促進」に移したため、ここでは都市機能が利用しやすくなる環境づくりを主旨とした。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
53	<p>《主な取組み》  3-(2)-① 外出環境の整備（福祉のまちづくり）  （通番 7 1）  ●施策・事業名 都市公園の整備  〔重点取組非該当〕  ●内容 障がいのある人を含めたすべての<u>人々</u>が、安全、快適に利用できる<u>公園づくりに努めます</u>。  ●所管課等 都市計画課  ●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>《主な取組み》  3-(2)-① 外出環境の整備（福祉のまちづくり）  （通番 7 1）  ●施策・事業名 都市公園の<u>環境</u>整備  〔重点取組非該当〕  ●内容 障がいのある人を含めたすべての<u>利用者</u>が、安全で快適に利用できる<u>都市公園の環境整備を推進</u>します。  ●所管課等 都市計画課  ●実施区分 <u>修正</u></p>	<p>○ 誰もが利用しやすい公園環境をつくる必要があるため。</p>
	<p>（通番 7 2）  ●施策・事業名 公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進  〔重点取組非該当〕  ●内容 身体障がい者等の自立と積極的な社会参加を支援・促進するため、誰もが利用する建築物において、<u>バリアフリー新法</u>と千葉県福祉のまちづくり条例に基づき身体障がい者等が安全に安心して利用できるような整備を推進します。  ●所管課等 <u>管財契約課</u> 教育総務課  ●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>（通番 7 2）  ●施策・事業名 （変更なし）  〔重点取組非該当〕  ●内容 身体障がい者等の自立と積極的な社会参加を支援・促進するため、誰もが利用する建築物において、<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）</u>と千葉県福祉のまちづくり条例に基づき身体障がい者等が安全に安心して利用できるような整備を推進します。  ●所管課等 <u>公共施設マネジメント課</u> 教育総務課  ●実施区分 <u>修正</u></p>	<p>○ 法令名称の修正。  ○ 関係法令・条例等に基づき引き続き整備を進める必要があるため、内容は継続。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
53	<p>(通番 7 3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 民間建築物における福祉的配慮の推進 [重点取組非該当]</li> <li>●内容 <u>民間の建設関係事業者にPRを行うとともに、新設する建築物に関して千葉県福祉のまちづくり条例への適合を要請していきます。</u></li> <li>●所管課等 <u>建築指導課</u></li> <li>●実施区分 <u>継続</u></li> </ul> <hr/> <p>(通番 7 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 交通安全施設等の整備 [重点取組非該当]</li> <li>●内容 障がいのある人や高齢者が道路を安全に通行できるよう、歩道の新設、視覚障がい者誘導ブロックの敷設、歩道の段差や勾配の改良、音響式信号機等の整備を、関係機関と協力しながら計画的に推進します。</li> <li>●所管課等 道路課 <u>市民安全課</u></li> <li>●実施区分 <u>継続</u></li> </ul> <hr/> <p><u>(通番 7 5)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>施策・事業名 循環バスの充実</u> [重点取組非該当]</li> <li>●<u>内容 障がいのある人を含めた交通弱者の日常生活における移動手段を確保するため、循環バスの充実を図ります。</u></li> <li>●<u>所管課等 企画政策課</u></li> <li>●<u>実施区分 継続</u></li> </ul>	<p>(通番 7 3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</li> <li>●内容 <u>千葉県福祉のまちづくり条例の対象となる公益的施設等の新設や改修を行う場合は、誰もが利用しやすい施設となるように配慮の協力をお願いするとともに、県が実施する施策に協力していきます。</u></li> <li>●所管課等 <u>建築宅地課</u></li> <li>●実施区分 <u>修正</u></li> </ul> <hr/> <p>(通番 7 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</li> <li>●内容 (変更なし)</li> <li>●所管課等 道路課</li> <li>●実施区分 <u>継続</u></li> </ul> <hr/> <p>(削除)</p>	<p>○ 千葉県福祉のまちづくり条例の対象施設について、配慮への協力をお願いする機会が現状では少ないため。</p> <p>○ 継続的な実施が必要なため。</p> <p>○ 移動に係る支援として、施策 2-(3)-①「外出、コミュニケーション支援施策の推進」(見直し後の通番 57)に移動。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
53	<p>(通番 <u>7 6</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 路上放置物等障害物の解消 [重点取組非該当]</li> <li>●内容 障がいのある人が歩道を安全に安心して通行できるように、関係機関と協力して不法占有物の撤去を行うとともに、歩行空間の確保に努めます。</li> <li>●所管課等 道路課</li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>(通番 <u>7 5</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</li> <li>●内容 (変更なし)</li> <li>●所管課等 道路課</li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>○ 継続的な実施が必要なため。</p>
	<p>(通番 <u>7 7</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 <u>バリアフリーの商環境づくり</u> [重点取組非該当]</li> <li>●内容 <u>商業施設やそこまでの経路のバリアフリー化を進め、買い物がしやすい環境づくりを進めます。</u></li> <li>●所管課等 <u>商工振興課</u></li> <li>●実施区分 <u>継続</u></li> </ul>	<p>(削除)</p>	<p>○ 一定基準の商業施設等の新設については千葉県福祉のまちづくり条例の規定に従い整備されるが、基準外の施設や既存施設のバリアフリー化についての施策等が特にないため。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
53	<p>3-(2)-② 住宅バリアフリーの促進 (通番 <u>78</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 住宅増改築相談の実施 [重点取組非該当]</li> <li>●内容 障がいのある人が生活しやすいように工夫された住宅の整備を進められるよう、住宅増改築相談の充実と推進に努めます。</li> <li>●所管課等 <u>建築指導課</u></li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>3-(2)-② 住宅バリアフリーの促進 (通番 <u>76</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</li> <li>●内容 (変更なし)</li> <li>●所管課等 <u>建築宅地課</u></li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>○ 住宅の増築、改築及び修繕等に係る市民の不安や悩み、或いは不満等について、その解決の一助となるため。</p>
	<p>(通番 <u>79</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 住宅改造費助成制度の推進 [重点取組非該当]</li> <li>●内容 障がいのある人が在宅で快適に日常生活を営み、自立および介助に適した環境を実現できるよう、浴室、トイレ、廊下等の改造に要する費用の一部を助成し、住環境の充実に努めます。</li> <li>●所管課等 社会福祉課</li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>(通番 <u>77</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</li> <li>●内容 (変更なし)</li> <li>●所管課等 <u>障害福祉課</u></li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>○ 毎年、数名の申請があり、住宅改造を行うことで在宅生活を継続できているため。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
54	<p>施策の方向 3- (3) 防災・防犯等対策の推進</p> <p>【現状】 障がいのある人は、災害や犯罪に対してさまざまな不安を抱えています。平成 23 年 3 月に発生した「東日本大震災」では、普段からの避難行動要支援者（災害時要援護者）対策の重要性が改めて浮き彫りになりました。</p>	<p>施策の方向 3- (3) 防災・防犯等対策の推進</p> <p>【現状】 第 2 章 2 「アンケート調査結果の要点」で示したとおり、障がいのある人への平成 31 年度のアンケート結果では、災害時にひとりで避難や対処ができると答えた人は全体の 50%以下となっており、避難や、避難先での生活等に不安を感じる人も多くいます。特に近年は大規模な自然災害が増え、平成 23 年に発生した東日本大震災や、令和元年に発生した台風 15・19 号などによる甚大な被害は、避難行動や在宅者支援についての普段からの対策の重要性が改めて浮き彫りになりました。</p>	<p>○ 令和元年度の台風被害と、その際に課題となった在宅者支援について加筆した。</p>
	<p>また、平成 23 年の障害者基本法改正では、「障害のある人の、消費者としての利益の擁護・増進」に関する規定が盛り込まれました。本市では、消費生活センターを設置し、週 5 日、障がいのある人も含めたすべての市民を対象に、消費生活に関する相談への対応・苦情処理などを行っています。</p>	<p>また、平成 23 年の障害者基本法改正では、「障害のある人の、消費者としての利益の擁護・増進」に関する規定が盛り込まれましたが、国の消費者白書（令和元年度版）によれば、障がいのある人からの消費生活相談の件数は近年増加し、平成 30 年においては全国で 2 万件以上となっており、障がいのある人が詐欺等の被害にあう恐れが依然高いことがうかがえます。本市では、消費生活センターを設置し、障がいのある人も含めたすべての市民を対象に、消費生活に関する相談への対応・苦情処理などを行っています。</p>	<p>○ 消費者としての権利擁護の必要性を示すデータを加筆した。</p>



頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等																														
54	<p>課題</p> <p>○ 障がいのある人が住み慣れた地域で安全に、安心して生活できるよう、災害、犯罪等に対する備えを充実させていくことが重要な課題となっています。</p> <p>○ アンケート調査の結果で、災害に備えて必要だと思う対策として、身体障がい者と精神障がい者では「避難先での医療・治療体制の整備」が、知的障がい者では「障がいの特性ごとに対応した安心できる避難場所の整備」が、難病患者では「医療器具や内服薬などの確保」がそれぞれ最も多く挙げられており、重要な課題となっていることがうかがえるため、市の地域防災計画を基本として災害時に不安を抱えている人への対応が速やかに行えるよう、体制づくりや訓練などを実施していくことが必要になっています。</p> <table border="1" data-bbox="197 778 1086 1364"> <thead> <tr> <th></th> <th>身体障がい者調査 (総数：791)</th> <th>知的障がい者調査 (総数：127)</th> <th>精神障がい者調査 (総数：115)</th> <th>難病患者調査 (総数：210)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1位</td> <td>避難先での医療・治療体制の整備 36.40%</td> <td>障がいの特性ごとに対応した安心できる避難場所の整備 54.30%</td> <td>避難先での医療・治療体制の整備 33.90%</td> <td>医療器具や内服薬などの確保 44.30%</td> </tr> <tr> <td>第2位</td> <td>地域ぐるみの協力体制の強化 26.40%</td> <td>障がい者の避難への手助け 35.40%</td> <td>病気や障がいの特性ごとに対応した安心できる避難場所の整備 27.80%</td> <td>避難先での治療体制の整備 33.80%</td> </tr> <tr> <td>第3位</td> <td>障がい者の避難への手助け 26.00%</td> <td>-</td> <td>災害時の心得や地震等に関する知識の普及 24.30%</td> <td>地域ぐるみの協力体制の強化 29.50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>地域ぐるみの協力体制の強化 24.30%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>避難先での病人や障がい者に対応した備蓄 24.30%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		身体障がい者調査 (総数：791)	知的障がい者調査 (総数：127)	精神障がい者調査 (総数：115)	難病患者調査 (総数：210)	第1位	避難先での医療・治療体制の整備 36.40%	障がいの特性ごとに対応した安心できる避難場所の整備 54.30%	避難先での医療・治療体制の整備 33.90%	医療器具や内服薬などの確保 44.30%	第2位	地域ぐるみの協力体制の強化 26.40%	障がい者の避難への手助け 35.40%	病気や障がいの特性ごとに対応した安心できる避難場所の整備 27.80%	避難先での治療体制の整備 33.80%	第3位	障がい者の避難への手助け 26.00%	-	災害時の心得や地震等に関する知識の普及 24.30%	地域ぐるみの協力体制の強化 29.50%				地域ぐるみの協力体制の強化 24.30%					避難先での病人や障がい者に対応した備蓄 24.30%		<p>課題</p> <p>(削除)</p> <p>○ <u>平成31年度のアンケート結果では、災害が起きたときに不安に思うこととして、身体障がいのある人では「避難先での食事、トイレ、入浴など」、知的障がいのある人では「自分だけでは避難できない」こと、精神障がいのある人では「避難先で介助が受けられるか」、難病患者では「避難先での薬や医療体制」がそれぞれ最も多く挙げられており、障がいの種類などによって広範な不安やニーズがあることがうかがえます。</u>市の地域防災計画を基本として、<u>災害時に速やかな対応を行うとともに、避難行動要支援者名簿の活用等により個別の障がい特性に配慮した支援ができるよう、体制づくりや訓練などを実施していくことが必要になっています。</u></p>	<p>○ 課題の一項目としての具体的内容がないため。</p> <p>○ 現行文では、アンケート結果による障害種類ごとのニーズをそのまま個々に重要な課題と位置づけているが、不安やニーズの「多様さに応えられること」を課題と捉え直した。</p>
	身体障がい者調査 (総数：791)	知的障がい者調査 (総数：127)	精神障がい者調査 (総数：115)	難病患者調査 (総数：210)																													
第1位	避難先での医療・治療体制の整備 36.40%	障がいの特性ごとに対応した安心できる避難場所の整備 54.30%	避難先での医療・治療体制の整備 33.90%	医療器具や内服薬などの確保 44.30%																													
第2位	地域ぐるみの協力体制の強化 26.40%	障がい者の避難への手助け 35.40%	病気や障がいの特性ごとに対応した安心できる避難場所の整備 27.80%	避難先での治療体制の整備 33.80%																													
第3位	障がい者の避難への手助け 26.00%	-	災害時の心得や地震等に関する知識の普及 24.30%	地域ぐるみの協力体制の強化 29.50%																													
			地域ぐるみの協力体制の強化 24.30%																														
			避難先での病人や障がい者に対応した備蓄 24.30%																														

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
55	○ <u>特に、地域における自主防災組織による対応は災害等の初期段階における重要な要素であり、地域住民の理解と協力を高めるための意識啓発と組織づくりが求められます。</u>	○ <u>自治会などが母体となり、地域の人々が自主的に連帯し防災活動を行う自主防災組織は、特に災害の初期段階において、障がいのある人などの在宅の避難行動要支援者の家の見廻りや、必要に応じて避難誘導を行うなど、非常に重要な存在となります。このため、自主防災組織への市民の理解と協力を促すための意識啓発や、組織づくりへの支援が求められます。</u>	○ 自主防災組織の説明と重要性の根拠を加筆。

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
55	<p>《主な取組み》</p> <p>3-(3)-① 防災・防犯等対策の推進 (通番 <u>80</u>)</p> <p>●施策・事業名 防災知識の普及 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 障がいのある人および介助者等の防災に関する知識の普及を図るため、パンフレット、市広報紙等による啓発や防災訓練を行います。また、災害時に障がいのある人が安全に避難できるよう、防災訓練への参加の促進を図ります。</p> <p>●所管課等 <u>市民安全課 社会福祉課</u></p> <p>●実施区分 継続</p>	<p>《主な取組み》</p> <p>3-(3)-① 防災・防犯等対策の推進 (通番 <u>78</u>)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 (変更なし)</p> <p>●所管課等 <u>危機管理課</u></p> <p>●実施区分 継続</p>	○ 定期的に行い、知識の定着を図る必要があるため。

<p>(通番 <u>81</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 緊急<u>通報</u>体制の整備 [重点取組非該当]</li> <li>●内容 <u>消防緊急通信指令システム</u>の活用により緊急時の支援活動および災害時における救援活動が円滑・迅速に実施できるよう、体制の整備に努めます。</li> <li>●所管課等 <u>社会福祉課 市民安全課</u></li> <li>●実施区分 <u>継続</u></li> </ul>	<p>(通番 <u>79</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 緊急<u>時</u>の体制の整備 [重点取組非該当]</li> <li>●内容 <u>救急キット、ヘルプカード、ヘルプマークやネット119</u>の活用により、緊急時の支援活動における救援活動が円滑・迅速に実施できるよう、体制の整備に努めます。</li> <li>●所管課等 <u>障害福祉課</u></li> <li>●実施区分 <u>修正</u></li> </ul>	<p>○ 消防緊急通信指令システムを本計画に記載する必要性は低いため、救急キット、ヘルプカード、ヘルプマーク等の普及を含めた当事者の緊急時の備えに主旨を変更。</p>
<p>(通番 <u>82</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 地域防災コミュニティを主体とした地域障がい者支援策の確立 [重点取組非該当]</li> <li>●内容 地域の住民がお互いに協力しあい、地域全体の安全を守るという意識の高揚と自発的な防災活動を促進して自主防災組織の設立を図り、福祉関係者、消防機関および自主防災組織等が連携、協力しながら地域内の避難行動要支援者（災害時要援護者）の把握に努め、地域における障がいのある人の救護体制の確立を図ります。</li> <li>●所管課等 <u>市民安全課 社会福祉課</u></li> <li>●実施区分 <u>継続</u></li> </ul>	<p>(通番 <u>80</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</li> <li>●内容 (変更なし)</li> <li>●所管課等 <u>危機管理課</u></li> <li>●実施区分 <u>継続</u></li> </ul>	<p>○ 地域における障がいのある人の救護体制の確立にはまだ時間を要するため継続。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
55	<p>(通番 <u>8 3</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 名簿・「個別支援計画」の作成 [重点取組該当]</li> <li>●内容 避難行動要支援者(災害時要援護者)対象者名簿の整備・項目の加除を行います。 また、要支援(要援護)者の個別支援計画の策定を進め、システム改修と合わせて対象者からの同意確認を行います。</li> <li>●所管課等 <u>市民安全課 関係各課</u></li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>(通番 <u>8 1</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組該当]</li> <li>●内容 (変更なし)</li> <li>●所管課等 <u>危機管理課</u></li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>○ 名簿の対象者は毎年度変わり、更新が必要なため。また、個別支援計画については、検討が尽くされていないため継続が必要。</p>
	<p>(通番 <u>8 4</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 供給協定の締結 [重点取組非該当]</li> <li>●内容 災害発生により被災した障がい・病気のある人等が必要とする医療品や器具等について、関係機関とあらかじめ供給協定の締結等を行い、確保に努めます。</li> <li>●所管課等 <u>市民安全課 関係各課</u></li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>(通番 <u>8 2</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組該当]</li> <li>●内容 (変更なし)</li> <li>●所管課等 <u>危機管理課</u></li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>○ 災害発生時に速やかに対応できるよう、平時から継続して関係機関と関係性を構築する必要があるため。</p>
	<p>(通番 <u>8 5</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業 名避難所における配慮の充実等 [重点取組非該当]</li> <li>●内容 障がいのある人が、避難所において、必要な介護やプライバシーの保護を確保できるよう配慮するとともに、仮設住宅への優先的な入居に努めます。 また、災害発生時の、障がいによる要支援者を対象とした福祉避難所の開設を検討し、市内・近隣の障害者支援施設等と協定を締結していきます。</li> <li>●所管課等 <u>市民安全課 関係各課</u></li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>(通番 <u>8 3</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</li> <li>●内容 (変更なし)</li> <li>●所管課等 <u>危機管理課</u></li> <li>●実施区分 継続</li> </ul>	<p>○ 災害発生時に速やかに対応できるよう、平時から継続して関係機関と関係性を構築する必要があるため。</p>

頁	現行計画の表記	中間見直し(素案)	変更点・理由等
56	<p>(通番 <u>86</u>)</p> <p>●施策・事業名 犯罪被害防止の普及 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 障がいのある人が犯罪被害に遭わないための知識を習得できるよう、「<u>なるほど行政講座</u>」などの利用促進を図ります。</p> <p>●所管課等 <u>社会福祉課</u></p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>(通番 <u>84</u>)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 障がいのある人が犯罪被害に遭わないための知識を習得できるよう、<u>防犯講話</u>などにより普及を図ります。</p> <p>●所管課等 <u>市民活動支援課</u></p> <p>●実施区分 <u>修正</u></p>	<p>○ 防犯知識の普及は、定期的に行い定着を図る必要がある。</p> <p>○ 「なるほど行政講座」としての実施は一般的でないため、方法を修正。</p>
	<p>3-(3)-② 消費生活相談の実施 (通番 <u>87</u>)</p> <p>●施策・事業名 消費生活相談等の実施 [重点取組非該当]</p> <p>●内容 消費生活センターで、窓口での相談の他、電話での相談も受け付ける消費生活相談を継続し、障がいのある人も含めたすべての市民の消費生活全般についての相談や苦情を受け付け、解決を支援します。また、広報紙、ホームページ、消費者だより等で消費者被害の事例情報、悪質商法の手口等に関する情報、訪問や勧誘による販売やネットショッピング等の留意点等の消費生活に関する情報提供を行うほか、消費者講座を開催します。</p> <p>●所管課等 <u>商工振興課</u></p> <p>●実施区分 <u>継続</u></p>	<p>3-(3)-② 消費生活相談の実施 (通番 <u>85</u>)</p> <p>●施策・事業名 (変更なし) [重点取組非該当]</p> <p>●内容 消費生活センターで、窓口での相談の他、電話での相談も受け付ける消費生活相談を継続し、障がいのある人も含めたすべての市民の消費生活全般についての相談や苦情を受け付け、解決を支援します。また、広報紙、ホームページ、消費者だより等で消費者被害の事例情報、悪質商法の手口等に関する情報、訪問や勧誘による販売やネットショッピング等の留意点等の消費生活に関する情報提供を行うほか、<u>ニーズに沿った</u>消費者講座等を開催します。</p> <p>●所管課等 <u>産業振興課</u></p> <p>●実施区分 <u>修正</u></p>	<p>○ 安心・安全な市民生活に必要な取組みとして、よりニーズや状況に合わせて続けていく必要があるため。</p>